

被災市町村に対する県職員の初動派遣等に関する要領

(目的)

第1 この要領は、宮城県地域防災計画に基づき、大規模災害等が発生した場合における市町村との円滑な情報連絡や市町村の災害対応業務等の応援のため、県から市町村に対して行う職員の派遣等について必要な事項を定める。

(初動派遣職員の派遣基準)

第2 初動派遣職員の派遣基準は次に掲げるところによる。

- (1) 県災害対策本部地方支部長及び地域部長（以下「支部長等」という。）は、所管区域で震度6弱以上の地震の観測、特別警報の発表又はそれに相当する大規模な災害（以下「大規模災害」という。）が発生し、重大な被害を受けていると推定される所管市町村（以下「被災市町村」という。）が災害対策本部を設置した又は情報途絶等により災害対策本部設置の有無を確認出来ない場合は、被災市町村に対し、被害情報等の収集、円滑な情報伝達等を目的に派遣する職員（以下「初動派遣職員」という。）を派遣する。
 - (2) 支部長等は、所管区域で大規模災害が発生し、被災市町村の災害対策本部設置に至らない場合は、被災市町村に対し、初動派遣職員を派遣することができる。
 - (3) 支部長等又は大規模災害時に支部長等を務める者は、前2号に掲げる以外の場合において、被災市町村が災害対策本部を設置した場合には、被災市町村に対し、被害情報等の収集のため初動派遣職員を派遣することができる。
- 2 初動派遣職員の派遣人数は、前項第1号又は第2号により派遣する場合は、原則4名、同項第3号により派遣する場合は、支部長等又は大規模災害時に支部長等を務める者が情報収集に必要と認める人数とする。また、同項第3号により派遣した初動派遣職員の報告等により、支部長等又は大規模災害時に支部長等を務める者が大規模災害に相当する状況であると認める場合には、派遣する職員を増員することができる。
- 3 県災害対策本部事務局長（以下「事務局長」という。）又は大規模災害時に事務局長を務める者は、大規模災害等が発生した場合、被災市町村の被害状況、災害対策本部設置状況や被災市町村の派遣要請状況等を総合的に勘案の上、支部長等又は大規模災害時に支部長等を務める者に初動派遣職員の派遣を要請することができる。
- 4 被災市町村（防災担当課又は災害対策本部事務局）は、災害対策本部を設置した又は設置を予定する場合には、当該市町村を所管する支部長等又は大規模災害時に支部長等を務める者に対して、初動派遣職員の派遣を要請することができる。

なお、支部長等に連絡がつかない場合には事務局長又は大規模災害時に事務局長を務める者に要請する

ことができる。

- 5 大規模災害時に支部長等を務める者は、第1項第2号及び第3号に関する派遣決定の判断の参考とするため、毎年3月に別紙様式1を所管市町村に照会し、派遣要件等を事前に調整する。

(初動派遣職員の指定)

第3 初動派遣職員の指定は、次に掲げるところによる。

- (1) 大規模災害時に支部長等を務める者は、構成機関と調整の上、4月1日に、構成機関の中から、所管各市町村につき4名を初動派遣職員として指定し、指定内容について、別紙様式2により、当該職員の所属長に速やかに通知するとともに、別紙様式3により復興・危機管理部長に報告する。また、別紙様式4により所管各市町村長に通知する。

なお、可能な限り4名のうち1名は総括相当以上、他の1名は班長相当以上の職にある者を充てる。

- (2) 初動派遣職員の指定に当たっては、以下の要件を考慮する。

- イ 同所管区域に赴任又は在住の経験を有するなど、派遣先市町村の地理的状況を把握していること。
ロ 市町村との調整業務や対外的な折衝業務の経験を有するなど、一定程度の調整能力が見込まれること。

- (3) 指定期間は、4月1日から翌年3月31日までとし、指定期間中、人事異動等により指定内容を変更する必要がある場合は、速やかに変更指定し、変更内容を第1号に基づき、報告及び通知を行う。

(初動派遣職員の派遣手順)

第4 初動派遣職員の派遣手順は、次に掲げるところによる。

- (1) 初動派遣職員は、自らが指定された市町村で震度6弱以上の地震が観測若しくは、特別警報が発表されたことを認知した場合又は、災害対策本部地方支部及び地域部(以下「支部等」という。)事務局から第3号による派遣決定が為された旨の連絡があった場合は、自らの被災状況、道路交通状況及び気象情報等を総合的に勘案の上、支部等への登庁の可否を支部等事務局に速やかに連絡し、原則として、支部等に登庁する。

なお、勤務時間内において、既に登庁している場合は、執務室等において、第3号による支部長等の派遣の命令を待つ。

- (2) 支部等事務局は、所管区域で大規模災害等が発生した場合、所管市町村の災害対策本部設置状況等を調査し、その旨を支部長等に連絡し、初動派遣職員の被災市町村への派遣の可否について判断を求める。
(3) 支部長等は、前号の連絡等を基に初動派遣職員の派遣の可否を決定し、道路の被害状況や気象情報等を総合的に勘案の上、初動派遣職員の被災市町村への移動及び業務の安全性が確保できると判断した場合は、初動派遣職員に対して被災市町村への赴任を命じ、派遣の状況を事務局長に報告する。

なお、あらかじめ指定した初動派遣職員が、被災等により登庁できない場合は、登庁している職員の

中から初動派遣職員を選任し、派遣する。

- (4) 初動派遣職員の派遣が決定した場合、支部等事務局は、被災市町村（防災担当課又は災害対策本部事務局）に第2第1項第1号又は第2号若しくは、第3号により派遣する旨を連絡する。
- (5) 初動派遣職員は、赴任中に被災することがないように、道路の被害状況や気象情報等に細心の注意を払い、被災市町村に赴任するよう努める。
- (6) 初動派遣職員は、赴任に当たり、別紙様式5に定める災害用衛星携帯電話、市町村被害状況報告要領及び県職員であることを明示するピブス等の資機材・防災用品等を持参し、原則的に自己完結型の装備で活動する。
- (7) 初動派遣職員は、被災市町村到着後、直ちに防災担当課又は災害対策本部事務局に赴き、県から初動派遣職員として派遣されて来た旨を明らかにするとともに、被災市町村に到着した旨を支部長等に報告する。
- (8) 派遣期間は、情報が錯綜しやすく、特に迅速な対応が必要となる初動期の1週間を原則とし、その間初動派遣職員は適宜交代で休息をとる。それ以降の派遣継続や職員の交替については、被災市町村の災害動向や初動派遣職員の健康状況等を勘案しながら、支部長等が判断する。
- (9) 支部長等が派遣の終了を決定した場合、支部等事務局は、被災市町村（防災担当課又は災害対策本部事務局）にその旨を連絡する。

(初動派遣職員の業務)

第5 第2第1項第1号及び第2号により派遣する初動派遣職員の業務は、次に掲げるところによる。

- (1) 被災市町村の被害状況及び応急対策の実施状況等に関する情報（人命救助、人的・物的被害、避難所設置、必要な物資等に係る市町村の現状及び要望等）を収集し、防災行政無線電話・防災行政無線FAX又は持参した災害用衛星携帯電話等により、迅速かつ正確に支部等に報告する。
- (2) 市町村災害対策本部会議に出席し、会議内容を中心に、市町村の被害状況及び応急対策の実施状況等に関する情報を収集し、支部長等へ報告する。また、県災害対策本部会議の情報や支部等で把握している県所管施設等の被害状況を市町村災害対策本部に提供するとともに、県への要望や疑義については、県災害対策本部としての方針・見解として示されている項目以外は即答を避け、支部等及び県災害対策本部と調整の上、回答する。
- (3) 前2号で収集した被害状況等について、被災市町村職員に代わって宮城県総合防災情報システム(MIDORI)により報告する。

なお、宮城県総合防災情報システム(MIDORI)が使用できない場合には、防災行政無線FAX(市町村被害状況報告要領に基づく報告様式)にて報告する。

- (4) 被災市町村において情報収集や要望調査を実施するに当たっては、市町村災害対策本部及び防災担当課のほか、必要に応じて避難所等での取材を行い、迅速かつより正確な情報収集に努める。その際、自

らが被災することのないよう、身の安全の確保に十分留意する

(5) 収集した情報に基づき、被害状況（市町村被害状況報告要領による報告内容を補足する崖崩れ・孤立地域発生状況等）、住民の避難状況（開設避難所数、場所、在宅避難等）、市町村の組織的活動状況（組織の機能状況、職員の不足状況等）、ライフライン・交通の状況（電話、電気、ガス、水道、主要道路等）、物資調達状況、課題と対策等をまとめた別紙様式6に定める被災市町村状況整理報告書を作成する。

(6) 被災市町村災害対策本部から県への支援要請・要望伝達の総合的な窓口となるほか、県災害対策本部から市町村災害対策本部への情報伝達の窓口となり、県災害対策本部と市町村災害対策本部間の総合調整を行う。

なお、被災市町村の災害対策の指揮・指導や具体的な災害対応業務等を行うものではないが、県災害対策本部の対応方針に基づく県としての助言や提案を行うことができる。

(7) 必要に応じ、被災市町村に参集した応援自治体間の情報共有と応援方針等の確認等を目的に「応援自治体等連絡会議」を主催し、被災市町村と応援自治体等間の調整機能を果たす。

2 第2第1項第3号により派遣する初動派遣職員の業務は、原則前項第1号、第2号、第5号に掲げるものとする。ただし、第2第2項に定める大規模災害に相当する状況であると認められた場合は、前項各号に掲げる業務を実施する。

3 派遣期間中は、「被災市町村初動派遣業務管理様式（別紙様式7）」を活用し、職員相互の業務管理を行うとともに、派遣期間終了後、1週間以内に「被災市町村初動派遣業務従事報告書（別紙様式8）」を支部長等を経由の上、事務局長に提出する。

(災害応援従事職員)

第6 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、災害対策基本法第68条の規定に基づき、市町村長からの応援の要請に基づき、災害応援従事職員を派遣する。

2 応援を要請する市町村は、応援を必要とする業務内容、従事場所、期間、人数、宿泊食事の提供の有無等を明らかにした書類を本部長に提出し、災害対策本部総務部人事班は、災害対策本部の班長、支部長等と調整の上、派遣する職員の選定及び派遣期間を決定する。

なお、初動派遣職員が派遣されている市町村においては、初動派遣職員を通じて上記の調整及び書類の提出を行うことができる。

3 1職員当たりの継続派遣期間は、おおむね1週間程度とし、健康状況等により、期間の変更又は交代を行う。

4 当該職員は、派遣期間終了後、「災害応援従事報告書（別紙様式9）」を所属長及び支部長等を経由の上、本部長に提出する。

(公 務 災 害)

第 7 災 害 派 遣 中 の 業 務 に 起 因 し て 発 生 し た 職 員 の 傷 病 等 に 係 る 公 務 災 害 補 償 に つ い て は 、 当 該 職 員 の 所 属 長 が 所 要 の 手 続 き を 行 う 。

(研 修 及 び 訓 練)

第 8 災 害 時 の 円 滑 な 業 務 実 施 に 向 け 、 復 興 ・ 危 機 管 理 部 長 は 、 各 地 方 振 興 事 務 所 又 は 地 域 事 務 所 及 び 各 市 町 村 と 連 携 し 、 指 定 さ れ た 初 動 派 遣 職 員 に 対 し 、 業 務 に 必 要 な 知 識 や 技 術 に 関 す る 研 修 又 は 訓 練 を 実 施 す る 。 ま た 、 支 部 長 等 は 、 県 及 び 市 町 村 が 実 施 す る 防 災 訓 練 等 に 初 動 派 遣 職 員 等 を 参 加 さ せ る な ど 、 平 時 か ら 市 町 村 と の 人 的 連 携 を 図 る 。

(そ の 他)

第 9 こ の 要 領 の 実 施 に つ い て 必 要 な 事 項 は 、 支 部 等 で 別 に 定 め る こ と が で き る 。

2 こ の 要 領 に 定 め の ない 事 項 が 生 じ た 場 合 は 、 本 部 長 と 支 部 長 等 が 協 議 の 上 、 対 応 す る 。

附 則

- 1 こ の 要 領 は 、 平 成 2 4 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。
- 2 被 災 市 町 村 へ の 災 害 支 援 の た め の 職 員 派 遣 に 関 す る 要 領 (平 成 1 6 年 4 月 1 日 施 行) は 、 廃 止 す る 。

附 則

こ の 要 領 は 、 平 成 2 7 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

附 則

こ の 要 領 は 、 平 成 2 8 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

附 則

こ の 要 領 は 、 令 和 3 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

附 則

こ の 要 領 は 、 令 和 4 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

附 則

こ の 要 領 は 、 令 和 5 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

附 則

こ の 要 領 は 、 令 和 6 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

市町村別災害救助法施行令 1号該当基準表

(令和2年10月1日国勢調査)

市区町村名	人口	世帯数	住宅減失 世帯数	市区町村名	人口	世帯数	住宅減失 世帯数
仙台市	1,096,704	525,455	150	七ヶ宿町	1,262	524	30
青葉区	311,590	163,122	150	大河原町	23,571	9,524	50
宮城野区	196,732	95,772	100	村田町	10,666	3,770	40
若林区	141,475	68,527	100	柴田町	38,271	15,546	60
太白区	234,758	105,061	100	川崎町	8,345	2,967	40
泉区	212,149	92,973	100	丸森町	12,262	4,426	40
石巻市	140,151	56,768	100	亘理町	33,087	12,181	60
塩竈市	52,203	21,193	80	山元町	12,046	4,541	40
気仙沼市	61,147	24,520	80	松島町	13,323	5,017	40
白石市	32,758	12,518	60	七ヶ浜町	18,132	6,462	50
名取市	78,718	29,739	80	利府町	35,182	12,538	60
角田市	27,976	10,276	50	大和町	28,786	11,441	50
多賀城市	62,827	26,347	80	大郷町	7,813	2,483	40
岩沼市	44,068	17,251	60	大衡村	5,849	1,877	40
登米市	76,037	25,697	80	色麻町	6,698	1,965	40
栗原市	64,637	22,697	80	加美町	21,943	7,641	50
東松島市	39,098	14,476	60	涌谷町	15,388	5,452	50
大崎市	127,330	48,893	100	美里町	23,994	8,565	50
富谷市	51,651	18,401	80	女川町	6,430	3,166	40
蔵王町	11,418	3,924	40	南三陸町	12,225	4,282	40

合 計 2,301,996 982,523

(注) 上記の人口は、地方自治法第254条に規定する人口で、官報で公示された国勢調査に基づくものである。

令和5年度災害救助基準

令和5年6月16日現在

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 340円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たったの輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。(ホテル・旅館の利用額は@7,000円(食費込・税込)／泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 340円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがあるばあいにおいて必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏季のエアコンや冬季のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たったの輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 6,775,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,775,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考					
		○ 賃貸型応急住宅 1 規模 建設型応急住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型応急住宅と同様。					
炊き出しその他の食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,230円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月~9月) 冬季(10月~3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること					
		区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算	
		全壊 全焼 流失	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
			冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600
		半壊 半焼 床上浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
冬	10,100		13,200	18,800	22,300	28,100	3,700		
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班・・・使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所・・・国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上					
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上					
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	輸送費、人件費は、別途計上					
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	1世帯当たり50,000円以内	災害発生の日から10日以内	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うもの					
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1 住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分1世帯当たり ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 706,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000円以内	災害発生の日から3ヶ月以内(災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定						

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
			する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6ヶ月以内)	
学用品の給与	住家の全壊(焼) 流失半壊(焼) 又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学生生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,800円 中学生生徒 5,100円 高等学校等生徒 5,600円	災害発生の日から (教科書) 1ヶ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 219,100円以内 小人(12歳未満) 175,200円以内	災害発生の日から 10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10日以内	輸送費、人件費は、別途計上
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり 3,500円以内 一時保存： ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：1体当たり 5,500円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 138,700円以内	災害発生の日から 10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 (法第4条第1項)	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 (放題4条第2項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

防災ヘリコプター用「飛行場外離着陸場」設置基準

宮城県復興・危機管理部消防課

(設置基準)

1 防災ヘリコプターの用に供する飛行場外離着陸場（以下、「臨時ヘリポート」という。）の設置基準は、次のとおりとする。

(1) 一般

区分	規格
離着陸地帯	長さ 18m以上 幅 18m以上
進入区域・ 進入表面	離陸方向 こう配1/8以下；500m 着陸方向 こう配1/4以下；250m
転移表面	こう配1/1以下 なお、着陸帯の長辺各外側10m以内の範囲内に1/2こう配の表面上に出る高さの物件がないこと。

注) 別図参照

(2) 災害時において緊急輸送等に使用する離着陸場（以下「防災対応離着陸場」という。）

区分	規格	
離着陸地帯	長さ 幅	長さ 38m以上 幅 38m以上
	表面	接地帯を除き、約30cm程度の高さを限度として出来るだけ平坦であること
	接地帯	長さ 18m以上 幅 18m以上
		周囲の環境条件によりやむを得ない場合は15mの高さを限度とする仮想離着陸地帯を設定
進入区域・ 進入表面	離着陸方向とも こう配1/4以下：250m	
転移表面	制限なし	
その他	仮想離着陸地帯を設定した場合には夜間の使用は不可	

注) 別図参照

参 考 (隣県防災機等の長さ・幅)		
機 体	全 長	全 幅
宮城 (AS365N3)	13.68m	11.94m
仙台 (ベル412EP)	17.10m	14.00m
岩手 (ベル412EP)	17.10m	14.00m
山形 (AW139)	16.66m	14.69m
福島 (AW139)	16.66m	14.69m
陸自 (UH1J)	17.44m	13.80m

(条件等)

2 臨時ヘリポートは、原則として、次に掲げる条件等を具備しなければならない。

- (1) 離着陸地帯(防災対応離着陸場は接地帯)は、地盤堅固な平坦地(コンクリートや芝生が最適)であること。
- (2) 臨時ヘリポートの進入・離脱経路に学校、病院等がないこと。
- (3) 住宅の密集地域でないこと。
- (4) 原則として、土地の管理者が、市町村等の公共団体であること。
- (5) 最寄りの防災関係機関(消防署、役場、警察署、県合同庁舎等)及び、自動車で概ね10分以内に到着できる場所。
または災害・救助の要請が予測される地域の近傍。
- (6) 円滑かつ安全な運用が行える場所であること。
(別紙「運用上の留意事項」参照)

(設置方法)

3 臨時ヘリポートは、次より設置するものとする。

(1) 臨時ヘリポート適地の推薦

臨時ヘリポートの指定を希望する市町村等は、防災ヘリコプター臨時ヘリポート推薦書(様式第1号)及び場外離着陸場の土地使用承諾書(様式第2号)を、県(復興・危機管理部消防課)に送付するものとする。

(2) 現地調査及び申請等

県は、現地を調査の上、適当と認められる場合は、「飛行場外離着陸場」の許可申請を国(東京空港事務所)に行う。

許可の更新等の手続きは、市町村等からの申し入れのない限り、県において継続して行うものとする。

(3) 臨時ヘリポートの変更等

市町村等は、臨時ヘリポートとして許可を受けた条件に関して、変更等が生じた場合は、速やかに県に連絡するものとする。

(別紙)

臨時ヘリポートの運用上の留意事項について

- 1 臨時ヘリポートの運用に当たっては、次の事項に留意の上、必要な安全対策の措置を講ずるものとする。
 - (1) ヘリコプターから視認できる着陸帯標識（Hマーク）を石灰等で表示すること。
 - (2) 風向、風速が判断できるよう、風向指示器（吹き流し等）を設置すること。
 - (3) 着陸帯付近（特に、公園やグラウンドを指定している場合）で運航上の支障になると考えられる範囲内は、人の立ち入りを禁止すること。また、多数の人が参集するおそれのある場合は、警備員等を配置するなど、所要の措置をとること。
 - (4) 着陸帯に近接して道路等があるときは、通行止めなどの措置をとること。
 - (5) 離着陸に際して砂じんなどが舞い上がるおそれがある場合は、事前に散水等の処置を行うこと。

(参考資料)

防災ヘリコプター運用に伴う臨時ヘリポートの整備について

宮城県復興・危機管理部消防課

- 1 ヘリポートとは
 - ヘリコプター専用の離着陸場。ヘリコプターは航空法第79条の規定により、国土交通大臣の許可を受けなければ、飛行場以外の場所で離着陸してはならないとしている。
 - (1) 飛行場
 - 飛行場は、次のとおり分類される。（箇所数は令和3年4月1日現在）
 - ア 陸上飛行場（公共用）
 - 飛行場の使用時間及び管制圏内の飛行等に関して制限を受ける。
 - 仙台空港など全国で97箇所。
 - 仙台空港の使用時間内。
 - 仙台空港の管制圏 仙台空港から半径9km以内
 - イ 陸上飛行場（非公共用）
 - 民間の空港、全国で4箇所。
 - (2) ヘリポート
 - ア 陸上ヘリポート（公共用）
 - 東京ヘリポート、米沢ヘリポートなど全国で13箇所。
 - イ 陸上ヘリポート（非公共用）

常設であるが、利用の目的、機種等が制限され利用に当たっては、管理者の承諾書が必要となる。

福島県警察ヘリポート、京都消防ヘリポートなど全国で89箇所。

本県では、県庁舎屋上ヘリポート及び仙台合同庁舎東北地方整備局ヘリポートが認可を受けている。

2 飛行場外離着陸場（臨時ヘリポート）

(1) 我が国でのヘリコプターの運航に当たっては、正式のヘリポートが少なく、また、空港を使用する際の制限等があることなどから、航空法第79条のただし書に基づいて、グラウンド、ゴルフ場、河川敷等を、飛行場外離着陸場（通称「臨時ヘリポート」）として国土交通大臣の許可を受けて一時的に運用している例が多い。

(2) 許可申請の手続き

飛行の2週間前（基準）まで、東京空港事務所に申請書を提出する。

許可の有効期間は、原則として3ヶ月以内。ただし、許可実績や要件を全て満足する場合は6ヶ月を限度として包括的に認められる。

災害時（災害を想定した訓練を実施する場合を含む）に限定して使用する場合には、1年を限度として包括的に認められる。

なお、許可期間終了後も引き続き運航する場合は、継続申請が認められる。

(3) 特例措置

航空法第82条の2の規定に基づき、国交省、防衛庁、警察庁、都道府県警察又は地方公共団体の消防機関の使用する航空機であって捜索又は救助を任務とする航空機が、航空機の事故、海難、その他の事故に際し捜索又は救助のために行われる航行については、同法第79条の規定が適用されないので、離着陸に当たって国土交通大臣の許可を得る必要がない。

※運用（昭和55年7月1日付け運輸省航空局運航課から消防庁消防課あての回答要旨）

・「航空機の事故、海難その他の事故」とは、人命又は財産に関し迅速な捜索又は救助を要する事態をいう。

・「救助」とは、人命の危険又は財産の損傷を回避するために取られる一切の必要な措置をいう。

・消防活動に対する適用範囲

林野火災その他の災害に際し、消火活動、現場への人員、資器材の輸送を行うための飛行については、人命や財産への急迫した危難の恐れがある場合。

傷病者の搬送及び医師・薬剤等の輸送については、その必要性が許可を受ける暇がないほど切迫している場合。

2 防災ヘリコプターの運航に伴うヘリポートについて

防災ヘリコプターが、人命の救助や捜索などに出動する場合は、航空法第82条の2の「特例」が適用されるので、臨時ヘリポートとしての許可手続き等を行う必要はないが、一般行政業務や訓練業務等においては、同条が適用されないため、あらかじめ、離着陸できる場所の状況等を調査し、恒常的に使用する場所については、事前に許可を受けておく必要がある。

(注)

県地域防災計画に掲載している「ヘリポート適地」は、自衛隊の「ヘリコプター発着場基準」に基づき、自衛隊の災害出動を想定して選定しているため、その使用頻度等は特に問題としていないが、防災ヘリコプターは、一般災害のほかに救急・救助業務や一般行政用務など多目的かつ日常的に運航することになるので、これらのことを考慮の上、臨時ヘリポートを選定する必要がある。

様式第1号

防災ヘリコプター臨時ヘリポート推薦書

年 月 日

宮城県知事 殿

(推薦者)

住 所

氏 名

印

下記について、宮城県防災ヘリコプター用の臨時ヘリポートとして適当と認められるので推薦します。

記

- 1 施設等の名称
- 2 所在地
- 3 土地所有者（又は土地管理者）
住 所
氏 名
連絡先電話番号（ - - ）

添付書類

- (1) ヘリポート位置図（縮尺5万分の1（基準）、公共施設及び騒音等を考慮する必要がある施設の記入）
- (2) ヘリポートの写真（東西南北4方向）

様式第2号

場外離着陸場の土地使用承諾書

年 月 日

宮城県知事 殿

住 所

氏 名 ⑩

下記の場所を、宮城県防災ヘリコプター用の場外離着陸場としての使用を承諾します。

記

1 施設等の名称

2 所在地

3 使用期間 年 月 日 () から当分の間

自衛隊要請(連絡)先一覧

令和6年8月現在

区分	要請(連絡)先	指定部隊等の長	連絡方法等		担任地域等	
			平日 08:00~17:00 (各部隊 防災担当)	時間外の担当		
宮城隊区担当部隊	陸	第22即応機動連隊 連隊本部第3科 (多賀城駐屯地)	連隊長	多賀城市丸山2丁目1-1 防災無線: 7-641-1 Tel: 022-365-2121 内235,239,603 Fax: 022-365-2121 内217	駐屯地当直 Tel: 022-365-2121 内301・302	宮城県北隊区 (下記の地域を除く宮城県内)
	陸	第2施設団 団本部第3科 (船岡駐屯地)	団長	柴田郡柴田町船岡字大沼端1-1 防災無線: 7-642-2 Tel: 0224-55-2301 内231~232 Fax: 0224-55-2301 内269	駐屯地当直 Tel: 0224-55-2301 内302	宮城県南隊区 (白石市, 角田市, 柴田郡, 亘理郡, 刈田郡, 伊具郡)
近傍派遣部隊	陸	東北方面航空隊 隊本部第3科 (霞目駐屯地)	航空隊長	仙台市若林区霞目1丁目1-1 Tel: 022-286-3101 内203,207,217	駐屯地当直 Tel: 022-286-3101 内502・506	霞目近傍及び 県全域(航空)
	空	第4航空団 司令部防衛部 (松島基地)	団司令	東松島市矢本字板取85 Tel: 0225-82-2111 内230~232	基地当直 Tel: 0225-82-2111 内224・225	矢本近傍及び 県全域(航空・応急救護)
大規模災害対処部隊	陸	第6師団 司令部第3部 (神町駐屯地)	師団長	山形県東根市神町南3丁目1-1 Tel: 0237-48-1151 内5075・5076	当直長 Tel: 0237-48-1151 内5019	南東北3県 (福島・山形・宮城)
	陸	東北方面総監部 防衛部 (仙台駐屯地)	方面総監	仙台市宮城野区南目館1-1 Tel: 022-231-1111 内2255・2257	防衛課運用室 Tel: 022-231-1111 内2737・2833	東北全域
	海	横須賀地方 総監部 防衛部	地方総監	神奈川県横須賀市西逸見町1丁目 Tel: 046-822-3500 内2543	案内 Tel: 046-822-3500 内2222	宮城県沿岸
	空	中部航空方面隊 司令部 防衛部	司令官	埼玉県狭山市稻荷山2丁目3 Tel: 042-953-6131 内2233	当直幕僚 内2204	県全域
連絡機関	一	宮城地方協力本部	本部長	仙台市宮城野区五輪1丁目3-15 Tel: 022-295-2611 内3630・3631	同左	県全域

宮城県災害派遣医療チーム（宮城DMAT）運営要綱

（目的）

第1条 大規模な自然災害又は事故（以下「災害等」という。）が発生した場合に、それらの現場等において救急医療、病院支援及び搬送支援の活動を行う宮城県災害派遣医療チーム（以下「宮城DMAT」という。）の運営に関して必要な事項を定める。

なお、本要綱に定めるもののほかは、日本DMAT活動要領（平成18年4月7日付け医政指発第0407001号厚生労働省医政局指導課長通知）に定めるところによる。

*DMAT：Disaster Medical Assistance Team（災害派遣医療チーム）

（DMAT活動体制の整備）

第2条 知事は、DMATの活動が迅速かつ的確に展開されるよう、自衛隊、消防機関その他の防災関係機関との協力・連携体制の整備に努めるものとする。

2 知事は、宮城DMATの活動及び運用に関して協議する場として「宮城DMAT連絡協議会」を設けるものとする。

（宮城DMAT指定病院）

第3条 知事は、次の要件を満たす病院を宮城DMAT指定病院（以下「指定病院」という。）として指定するものとする。

- (1) 宮城DMATを編成し、災害時に被災地等に派遣する意思を持つこと
- (2) 宮城DMATの活動に必要な人員と装備を備えていること
- 2 前項の指定を受けようとする病院は様式第1号により申し出るものとする。
- 3 知事は、第1項による指定をしたときは、当該病院に対して指定証（様式第2号）を交付するものとするとともに、当該病院と「宮城県災害派遣医療チーム（宮城DMAT）の派遣に関する協定」を締結するものとする。
- 4 知事は、指定病院が第1項の要件を満たさなくなったと認めるときは、その指定を取り消すものとする。

（編成）

第4条 宮城DMATは指定病院の職員を持って編成することを基本とし、概ね医師1人から2人、看護師1人から2人、業務調整員1人から2人の計5人程度で1チームを編成する。

- 2 宮城DMAT隊員は、厚生労働省が実施する「災害派遣医療チーム研修」を受講したものであることを基本とする。ただし、当分の間、研修修了者と同等の知識等を有すると認められる職員（以下「宮城DMAT-L」という。）を隊員とすることを妨げない。
- 3 指定病院は、知事に対して当該病院のDMAT隊員の名簿（様式第3号）を提出し、また、隊員に異動があった場合も同様とする。

（宮城DMATの派遣）

第5条 宮城DMATの派遣は、被災地の都道府県等からの要請に基づくものとする。ただし、被害状況が明らかでなく、緊急やむを得ない場合において、指定病院の長が自らの判断により派遣することを妨げるものではない。

- 2 前項の場合において宮城DMAT-Lは緊急やむを得ない場合を除き、原則として県外への派遣を行わないものとする。
- 3 厚生労働省からの要請に基づく場合は、宮城DMAT-Lを除く宮城DMATを派遣するものとする。

（派遣要請の基準）

第6条 宮城DMATの派遣を要請する場合の基準は次のとおりとする。

- (1) 県内における震度が6弱以上の地震
- (2) 県内における、被災地の医療機関の対応能力を超える程度の負傷者の発生が予想される自然災害又は事故
- (3) 厚生労働省又は他の都道府県から宮城DMATの派遣の要請があった場合

(宮城DMATの派遣要請の手続き・派遣)

- 第7条 医療政策課長は、前条の派遣要請の基準及び被災地の状況等から、宮城DMATの派遣が必要と判断したときは、様式第4号により、指定病院の長に対して当該病院チームの派遣を要請するものとする。
- 2 前項の要請を受けた指定病院の長は、当該要請の趣旨を踏まえて当該病院チームの派遣の必要性を判断し、可能な場合は要請の内容に従って速やかに派遣し、その概要を様式第5号により医療政策課長に報告するものとする。
 - 3 指定病院の長は、医療政策課長からの派遣要請を受ける前に、前条の派遣要請の基準に基づき、自らの判断で当該病院チームを派遣したときは、速やかにその内容を様式第6号により医療政策課長に報告し、その承認を受けるものとする。
 - 4 医療政策課長は、前項の派遣について、前条の基準に基づき適正と判断した場合は、様式第7号により第1項の要請に基づく派遣と見なすものとする。
 - 5 医療政策課長は、派遣を要請した宮城DMAT（前項の場合を含む。）の活動が終了した場合は、様式第8号によりその要請を解除するものとする。
 - 6 第1項の要請に基づく派遣（第4項の場合を含む。）に係る医療活動が終了した後、指定病院の長は当該病院チームの活動の概要を様式第9号により医療政策課長に報告するものとする。
 - 7 医療政策課長及び指定病院の長は、宮城DMATの派遣の要請又は自主的な派遣を行うに際して、必要に応じて、宮城県災害医療コーディネーターと協議するものとする。
 - 8 派遣の要請又は要請の解除を行う者の順位は、医療政策課長、医療政策専門監、医療政策課長補佐（総括担当）、地域医療第一班長とする。なお、第13条に規定する待機の要請等に関しても同様とする。

(派遣要請の特例)

- 第8条 被災地の市町村長、消防機関の長及び災害拠点病院の長は、被災地の状況により必要と判断した場合は、様式第10号により医療政策課長に対して、DMATの派遣要請を依頼するものとする。

(県外のDMATの派遣要請)

- 第9条 知事は、県外のDMATの派遣を求める必要があると判断する場合は、厚生労働省又は他の都道府県に対して、当該都道府県のDMATの派遣を要請するものとする。

(活動)

- 第10条 宮城DMATは、被災地の内外で以下の活動を行う。
- (1) 消防機関等と連携した情報の収集・伝達、トリアージ、救急医療等（現場活動）
 - (2) 災害拠点病院等での患者の治療等（病院支援）
 - (3) 被災地等での搬送中の患者の診療（域内搬送支援）
 - (4) 被災地内では対応困難な根治的な治療のために重症患者を被災地外に搬送するための拠点の開設（広域搬送支援）
- 2 宮城DMATは、医薬品及び医療資機材並びに移動手段及び生活手段等を、原則として、自ら調達し、及び確保しながら継続した活動を展開することを基本とする。
 - 3 医療政策課長は、DMATの参集拠点として最寄りの災害拠点病院を指定するものとする。

(指揮系統)

- 第11条 宮城DMATが県内で活動する場合は、宮城県災害対策本部の指揮の下で、被災市町村災害対策本部との調整を図りながら活動するものとする。
- 2 宮城DMATが他の都道府県内で活動する場合は、当該都道府県災害対策本部のDMAT受け入れ態勢の中で活動するものとする。

(DMAT活動に対する支援)

- 第12条 医療政策課長は、宮城DMATの派遣を要請したときは、移動手段の確保や参集拠点病院、他の都道府県か

らの派遣されたDMAT及び被災地の消防機関等との連携についての調整等の必要な支援を行うものとする。

(待機要請等)

第13条 医療政策課長は、災害等が発生して第6条の派遣要請の基準に該当することが予想される場合は、指定病院の長に対して様式第11号により宮城DMATの待機を要請し、その後、基準に該当しないことが明らかになった時点でその要請を解除するものとする。

2 次の場合に宮城DMATは、前項の規定に基づく医療政策課長からの要請を待たずに、派遣要請に応じるための待機の態勢をとるものとする。

- (1) 宮城県内で震度5強以上の地震が発生した場合及び特別警報が発表された場合
- (2) 東北地方または新潟県で震度6弱以上の地震が発生した場合及び特別警報が発表された場合
- (3) 北海道または関東で震度6強以上の地震が発生した場合
- (4) 全国で震度7の地震が発生した場合及び大津波警報が発表された場合

3 指定病院の長は、宮城DMAT派遣のための待機を開始した場合は、その概要を様式第12号により医療政策課長に報告するものとする。

(連絡等)

第14条 派遣又は待機の要請及び各種の報告・連絡は、ファクシミリ、電子メール、MCA無線、電話等の方法によるが、正確を期すために、ファクシミリ、電子メールを活用するよう努めるものとする。

(費用負担)

第15条 指定病院の長は、宮城県と締結する「宮城県災害派遣医療チーム(宮城DMAT)の派遣に関する協定」に基づき、医療政策課長等の要請により行った宮城DMATの派遣に要した費用を様式第13号により県に請求することができる。なお、第13条に規定する待機に要する費用は、当該病院の負担とする。

(研修等)

第16条 指定病院の長は、当該病院の宮城DMAT隊員の技術の向上を図るため、病院の内外で行われる研修又は訓練への参加について配慮するものとする。

2 知事は、宮城DMAT隊員の資質の向上を図るため、研修、訓練等の企画及び実施に協力するものとする。

(事務)

第17条 宮城DMATに関する事務は、医療政策課において処理する。

2 医療政策課長は、宮城DMATの運用、活動の支援、研修、訓練等の企画及び実施に協力するものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、宮城DMATの運用に関して必要な事項については、知事が指定病院の長等と協議の上、別途定める。

附則

この要綱は、平成21年3月17日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年9月18日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年3月16日から施行する。

宮城県災害派遣医療チーム（宮城 DMAT）の派遣に関する協定書

宮城県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇病院（以下「乙」という。）とは、宮城県災害派遣医療チーム（宮城 DMAT）運営要綱（平成21年3月17日施行。以下「要綱」という。）第3条第3項の規定に基づき、宮城県災害派遣医療チーム（以下「宮城 DMAT」という。）の運営に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模な災害等が発生した場合に、要綱の規定に従って甲と乙が協力し、専門的な訓練を受けた医師及び看護師等を被災地等に派遣して迅速な医療救護活動を展開することにより、被災者の救命率の向上と後遺症の軽減を図ることを目的とする。

（派遣要請等）

第2条 甲は、宮城 DMAT を派遣して医療救護活動を行う必要が生じたときは、要綱の規定に基づき、乙に対して宮城 DMAT の派遣を要請するものとする。

- 2 前項の場合において、乙は、当該要請の趣旨を踏まえて派遣の必要性を判断し、派遣が可能な場合は要請の内容に従って速やかに派遣するものとする。
- 3 乙は、甲からの派遣要請を受ける前に、要綱第6条の派遣要請の基準に基づき、自らの判断で宮城 DMAT を派遣したときは、速やかにその内容を甲に報告し、その承認を受けるものとする。
- 4 前項の規定により甲が承認した派遣は、甲の要請に基づく派遣とみなすものとする。

（活動）

第3条 宮城 DMAT は、被災地の内外で次の活動を行う。

- (1) 消防機関等と連携した情報の収集・伝達、トリアージ、救急医療等（現場活動）
- (2) 災害拠点病院等での患者の治療等（病院支援）
- (3) 被災地内での搬送中の患者の診療（域内搬送支援）
- (4) 被災地内では対応困難な根治的な治療のために重症患者を被災地外に搬送するための拠点の開設（広域搬送支援）

- 2 宮城 DMAT は、医薬品及び医療資器材並びに移動手段及び生活手段等を、原則として自ら調達し、及び確保しながら継続した活動を展開することを基本とする。
- 3 甲と乙は協力して、宮城県災害時救急医療情報システムや広域災害救急医療情報システム等を活用して情報を共有し、宮城 DMAT の活動の後方支援を行う。

（指揮系統等）

第4条 宮城 DMAT の派遣要請及び活動のための連絡調整等は、甲が指定する者が行うものとする。

- 2 宮城 DMAT が宮城県内で活動する場合は、宮城県災害対策本部の指揮の下で、被災市町村災害対策本部との連携を図りながら活動するものとする。
- 3 宮城 DMAT が他の都道府県内で活動する場合は、当該都道府県災害対策本部の DMAT 受入れ体制の中で活動するものとする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、宮城 DMAT の隊員の身分については、乙の管理の下にあるものとする。

（活動に対する支援）

第5条 甲は、宮城 DMAT の移動手段の確保、参集する場所の指定並びに他の都道府県から派遣された DMAT 及び被災地の消防機関等との連携についての調整等の支援を行うものとする。

（費用負担等）

第6条 甲の要請に基づき乙が派遣した宮城 DMAT が、第3条に定める活動を実施するために要した次の費用

は、乙の請求に基づき甲が負担するものとする。

- (1) 乙の病院から被災地等への移動に要した費用
- (2) 宮城 DMAT が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 活動に従事した医師等の隊員に対する日当、時間外勤務手当及び旅費の実費弁償。ただし、災害救助法施行細則（昭和35年宮城県規則第48号）別表第2に定める額を上限とする。
- (4) 前3号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

(災害救助法適用時の費用負担)

第7条 甲の要請に基づき乙が出動させた宮城 DMAT が、災害救助法（昭和22年法律第118号）第7条の規定による救助に関する業務に従事した場合には、甲は、同法第18条及び同法施行令（昭和22年政令第25号）第5条の定めるところによりその費用を負担するものとする。

(待機に係る費用)

第8条 宮城 DMAT の派遣のための待機に要する費用は、甲からの要請の有無にかかわらず乙の負担とする。

(損害賠償)

第9条 甲は、甲の要請に基づき乙が派遣した宮城 DMAT 隊員の事故等に対応するため、傷害保険に加入するものとする。

(体制の整備)

第10条 甲と乙は協力して、大規模な災害等が発生した際に迅速な対応が執れるよう、日頃から情報の共有と連絡・派遣の体制整備に努めるものとする。

(研修等)

- 第11条 甲は、宮城 DMAT 隊員の資質の向上を図るため、研修、訓練等の企画及び実施に協力するものとする。
- 2 乙は、当該病院の宮城 DMAT 隊員の技術の向上を図るため、病院の内外で行われる研修又は訓練への参加について配慮するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に際して疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(適用)

第13条 この協定は、協定締結の日から適用し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

●●年●月●●日

甲 宮城県知事 村 井 嘉 浩

乙

宮城県医師会災害時医療対策要綱

1. 目的

本要綱は、災害発生時宮城県地域防災計画に基づき、宮城県知事より医療救護活動の要請があった場合に対処することを目的とする。

2. 組織及び分担

宮城県医師会は医師会館内に災害医療対策県本部を設置する。郡市医師会は地区本部を設置する。

(1) 県本部

県本部には本部長を置き、宮城県医師会会長がこれにあたる。県本部長は医療救護に関し、県本部、地区本部を総括する。

(2) 地区本部

地区本部には地区本部長を置き、郡市医師会会長がこれにあたる。地区本部の組織は地区本部長が別に定める。

3. 準備計画

(1) 県本部長及び地区本部長は県及び関係自治体との間で災害時医療救護に関する協定を締結する。

(2) 県本部長及び地区本部長は災害時医療救護活動の要請を受けた場合、迅速かつ効果的な災害医療体制に移行出来るよう、会内体制の整備を行う。

(3) 装 備

出動医療救護班は別に規定する腕章を着用出動する。

(4) 医薬品、器具など

出動医療救護班が携行するものの外、県その他の医療機関が備蓄したものを使用する。

(5) 患者の収容

現場で患者の収容が必要と認められた時はあらかじめ指定された医療機関に収容する。

(6) 情報連絡

現場指揮所と本部の連絡は地域医療情報センターその他を利用して行う。

関係機関との情報連絡のため情報センターの整備を行う。

4. 医療救護活動

(1) 事故発生現場の地区本部長は、県本部との密接な連絡を保ちつつ、他の医療機関の協力を得て医療救護活動を行う。

(2) 事故現場の救護班の業務は次の通りである。

イ. 傷病者に対する応急処置及び医療

ロ. 傷病者の収容医療機関への転送の要否及び転送順位の決定（トリアージ）

ハ. 被災者の死亡の確認

5. 費用弁償等

医療救護活動に係わる費用は県及び市町村との協定に示す所による。

(1) 医療救護班の編成及び派遣に要する費用

(2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費

(3) 医療救護班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

(4) 前各号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したもの

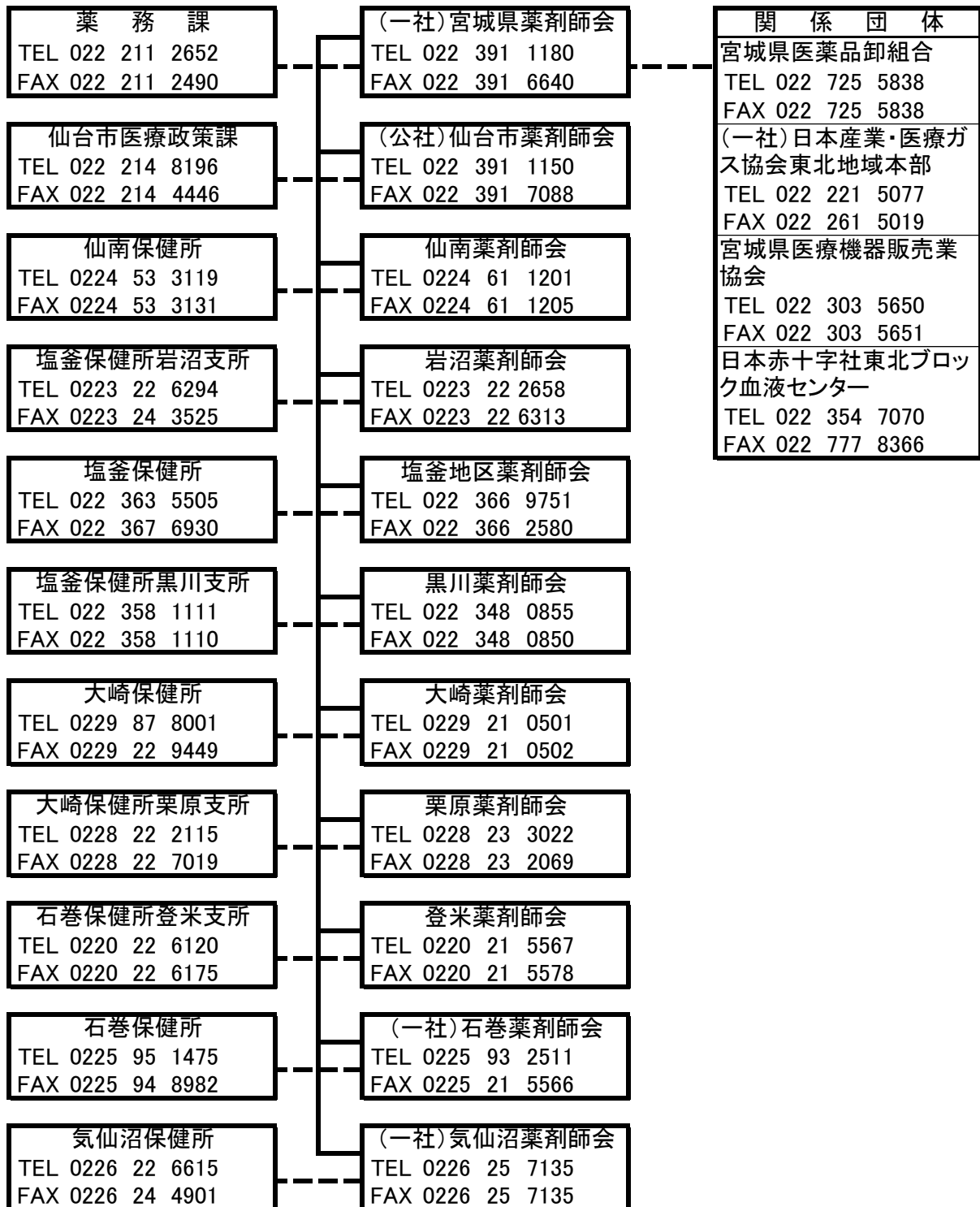
6. その他

各号の活動が円滑に行われる様

- ・関係機関との連絡調整会議を設置する。
- ・定期訓練の実施。

宮城県薬剤師会災害時連絡体制

令和6年4月現在


 薬剤師会連絡系統

 関係団体等連絡系統

宮城県トラック協会 緊急・救援輸送業務実施要綱

平成25年7月

第1 目 的

この要綱は、大規模な災害等の発生に際し、宮城県トラック協会（本部及び支部：以下、宮ト協）が、協定に基づき、宮城県（自治体）からの緊急・救援輸送要請に即応するため、必要な業務実施の大綱について定める。

また、全日本トラック協会（以下、全ト協）からの要請により行う、緊急・救援輸送についても定める。

※ 大規模な災害とは、国、都道府県が関与して災害支援を行うレベルを言う。

第2 災害の発生に備えた体制、整備

ア. 災害緊急輸送対策本部の整備（別に定める）

イ. 災害緊急輸送対策本部の連絡網（別に定める）

ウ. 緊急時に対応可能な情報通信手段（災害時等優先電話（固定及び携帯）、衛星携帯電話等）の整備

エ. 関係機関との連携・協力体制

オ. 諸物品等の整備

①被災後3日間程度、自治体、関係先との連絡が可能となる電力（発電機）、非常食、飲料水等の整備

②緊急・救援輸送車両の緊急通行車両等事前申請の届出

③緊急・救援輸送車両標示幕の整備

第3 緊急・救援輸送業務実施のための組織構成と支援活動

(1) 大規模な災害（地震にあつては、震度5強以上）が発生した場合、「対策本部」を設置し、宮城県（自治体）からの輸送要請への対応や支援活動を行う。

また、全ト協からの要請の対応を行う。

(2) 宮ト協は、関係官庁・団体・報道関係等より以下の各種情報を収集するとともに、必要に応じて情報提供を行う。

ア. 被災地の被害状況等に関する情報

イ. 通行規制等に関する情報

ウ. 被災地内燃料供給所に関する情報

エ. 各種規制の緩和状況

オ. その他必要とされる情報

(3) 全ト協に対して、必要に応じて各種情報の提供を要請する。

第4 緊急・救援輸送要請への対応

(1) 宮ト協は、関係官庁・団体等との緊密な連絡・調整により目的を達成する。

(2) 会員事業者の協力

緊急・救援輸送の要請を受けた会員事業者は、特別な理由のない限り通常業務に優先してこれに応えるものとする。

輸送指示書の様式は、別に定める。

第5 輸送報告書と経費等の請求

1. 輸送報告書

- (1) 宮ト協は、輸送終了の報告を要請元に行う。
- (2) 必要に応じて、全ト協、関係官庁へ輸送の報告を行う。

2. 経費等の請求

- (1) 宮ト協は、協定に基づき緊急・救援輸送の経費について、届出運賃及び料金等を基準に、協議を行う。
- (2) 宮ト協は、緊急・救援輸送終了後、経費を取りまとめ要請元に請求する。

請求書様式は、別に定める。

- (3) 宮ト協は、要請元からの支払い後、速やかに、緊急・救援輸送対応の会員事業者に対して、経費を支払う。

以上

災害緊急輸送対策本部【組織】

令和5年 4月現在
(公社)宮城県トラック協会

本部長	会 長	庄 子 清
副本部長	副 会 長	千 葉 孝 男
		菊 地 徹 夫
		平 良 夫
		臼 井 真 人

災害対策本部の設置
【設置基準】 宮城県内に震度5以上の地震等が発生した場合 【本部の体制】 県本部は対策本部を設置する

宮 城 県 【宮城県経済商工観光部商工金融課 商業振興班】	連絡先	022-211-2746	FAX	022-211-2749
東 北 運 輸 局 【自動車交通部 貨物課】	連絡先	022-791-7531	防災専用メールボックス tohoku@ktr-bosai@ht.mti.go.jp	

緊急輸送対策特別委員会	
委 員 長	臼井真人
副 委 員 長	・渡邊 毅・黒川 久・大須賀 啓



本部長(副本部長)および委員長(副委員長)へ部度、状況を報告。

※災害時優先電話(携帯) 080-1800-8131 090-5830-6663
 ※災害時衛星電話(KDDI)インターネットBGAN) 870-7722581050

注 意: 災害時上記優先電話からの通信が優先されますが、一般の電話から上記の優先電話には、つながり難くなります。



災害対策室	業務指示責任者	業務指示者	連絡責任者	連絡者
	長南専務理事	今川常務理事	今川常務理事	佐々木業務部次長
携 帯	090-7662-7700	090-5830-6663	090-5830-6663	080-1800-8131
自 宅	090-7662-7700	090-5830-6663	090-5830-6663	080-1800-8131

仙台支部022(237)5962 支部長 緊急輸送対策委員	仙南支部0223(24)3865 支部長 緊急輸送対策委員	塩釜支部022(363)0346 支部長 緊急輸送対策委員	石巻支部0225(95)1377 支部長 緊急輸送対策委員
登米・本吉支部0220(22)6484 支部長 緊急輸送対策委員	気仙沼支部0226(23)2474 支部長 緊急輸送対策委員	栗原支部0228(22)2540 支部長 緊急輸送対策委員	大崎支部0229(23)8766 支部長 緊急輸送対策委員

宮城県防災ヘリコプター運航管理要綱

目	次
第1章 総則	(第1条, 第2条)
第2章 防災航空隊	(第3条, 第4条)
第3章 運航体制	(第5条~第9条)
第4章 運航管理	(第10条~第17条)
第5章 教育訓練	(第18条)
第6章 安全管理等	(第19条~第22条)
第7章 雑則	(第23条, 第24条)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、宮城県防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の安全かつ効果的な運用を図るため、防災ヘリの運航管理等について必要な事項を定めるものとする。

(他の法令との関係)

第2条 防災ヘリの運航管理については、航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

第2章 防災航空隊

(防災航空隊の設置)

第3条 防災ヘリを使用して行う消防防災活動（以下「航空消防防災活動」という。）を円滑に遂行するため、宮城県行政組織規則（昭和35年宮城県規則第76号）に定める宮城県防災ヘリコプター管理事務所（以下「ヘリ事務所」という。）に、宮城県防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）を置く。

2 防災航空隊は、航空消防防災活動及び当該活動以外の防災ヘリの運航に関する業務（以下「航空消防防災活動等」という。）を行う。

(防災航空隊員等)

第4条 防災航空隊に、隊長、副隊長及び隊員（以下「防災航空隊員等」という。）を置く。

2 防災航空隊員等は、ヘリ事務所に勤務する職員の中から復興・危機管理部消防課長（以下「課長」という。）が指名する。

3 隊長は、副隊長及び隊員を指揮監督して航空消防防災活動等の安全かつ効果的な遂行に努めなければならない。

4 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

第3章 運航体制

(総括管理者)

第5条 防災ヘリの安全かつ効果的な運航を確保するため、総括管理者を置く。

2 総括管理者は、防災ヘリの運航管理を総括し、危機管理監をもってこれに充てる。

(運航管理責任者等)

第6条 防災ヘリの安全かつ円滑な運用を確保するため、運航管理責任者、運航責任者及び副運航管理責任者を

置く。

- 2 運航管理責任者は、総括管理者の指揮監督を受け、防災ヘリの運航管理に関する事務を掌理し、課長をもってこれに充てる。
- 3 運航責任者は、防災航空隊を指揮監督するとともに、防災ヘリの運航、維持管理等に関する事務を掌理し、ヘリ事務所の所長をもってこれに充てる。
- 4 副運航管理責任者は、運航責任者を補佐し、運航責任者に事故あるときは、その職務を代理することとし、復興・危機管理部消防課総括課長補佐をもってこれに充てる。

(運航安全管理者)

第7条 防災ヘリの運航の安全を確保するため、運航安全管理者を置く。

- 2 運航安全管理者は、運航責任者、機長その他関係者に対する防災ヘリの運航、航空消防活動の実施、航空消防活動従事者の健康管理その他必要と認める事項に関する助言、教育訓練等基本計画及び教育訓練等実施計画の立案及びこれらの業務に必要な調査研究等を行うものとし、航空機の運航その他の航空消防活動に関する専門的な知見を有する者をもってこれに充てる。

(搭乗者の指定)

第8条 運航責任者は、防災ヘリを運航する場合には、搭乗する者を指定するとともに、運航目的、任務等を明示して当該運航の責任体制を明確にしなければならない。

(航空消防活動指揮者)

- 第9条 航空消防活動指揮者は、隊長をもって充てる。ただし、隊長が搭乗しないときは、運航責任者が防災ヘリに搭乗する副隊長又は隊員の中から航空消防活動指揮者を指定する。
- 2 航空消防活動指揮者は、防災ヘリに搭乗している間は、同乗する副隊長及び隊員を指揮して航空消防防災活動等の遂行に万全を期さなければならない。

第4章 運航管理

(運航範囲)

第10条 防災ヘリは、次の各号に掲げる活動で、その特性を十分に活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合に運航するものとする。

- (1) 災害応急対策活動
 - (2) 救急活動
 - (3) 救助活動
 - (4) 火災防御活動
 - (5) 広域航空消防防災応援活動
 - (6) 災害予防活動
 - (7) 消防防災訓練活動
 - (8) 一般行政活動
 - (9) その他総括管理者が必要と認める活動
- 2 防災ヘリの運航は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、仙台市との相互協力による隔日の24時間運航(午前8時30分から翌日の午前8時30分)の場合及び前項第1号から第5号に掲げる活動を行うための運航(以下「緊急運航」という。)の場合は、この限りでない。

(緊急運航)

第11条 緊急運航は、前条第1項第6号から第8号に掲げる活動を行うための運航(以下「通常運航」という。)に優先する。

- 2 運航責任者は、緊急運航を要する事態が生じた場合は、速やかに緊急運航の実施の可否を決定しなければならない。
- 3 運航責任者は、通常運航中に緊急運航を要する事態が生じた場合は、直ちに緊急運航に移行する旨を航空消防活動指揮者に指示しなければならない。
- 4 運航責任者は、緊急運航の要請があったとき又は緊急運航を行ったときは、速やかに要請内容又は活動状況を運航管理責任者に報告しなければならない。
- 5 緊急運航に関して必要な事項は、別に定める。

(運航計画)

第12条 総括管理者及び運航責任者は、通常運航を円滑かつ効率的に行うため、防災ヘリの運航計画を定めなければならない。

- 2 運航計画は、年間運航計画（様式第1号）及び月間運航計画（様式第2号）とする。

(年間運航計画の策定)

第13条 翌年度における通常運航を希望する者は、防災ヘリコプター使用年間予定表（様式第3号）を毎年2月末日までに総括管理者に提出しなければならない。

- 2 総括管理者は、前項の規定により提出された予定表を勘案の上、年間運航計画を定め、関係者に通知するものとする。

(月間運航計画の策定)

第14条 防災ヘリの使用を予定する者は、防災航空隊と詳細日程を調整の上、防災ヘリコプター使用月間予定表（様式第4号）を使用月の前々月の末日までに、運航管理責任者を經由し運航責任者に提出するものとする。

- 2 運航責任者は、年間運航計画及び前項の規定により提出された予定表に基づき、月間運航計画を定め、運航管理責任者に提出するものとする。

(防災ヘリの使用申請)

第15条 通常運航において防災ヘリを使用しようとする者は、防災ヘリコプター使用申請書（様式第5号）により使用する15日前までに、総括管理者に申請しなければならない。

(防災ヘリの使用承認)

第16条 総括管理者は、前条の申請があったときは、その使用目的、使用内容等を審査の上、適当と認めるときは、これを承認するものとする。

- 2 総括管理者は、前項の規定により、使用を承認した場合は、当該使用に係る申請者に対し防災ヘリコプター使用承認書（様式第6号）を交付するものとする。

(飛行場外離着陸場)

第17条 運航責任者は、航空消防防災活動を円滑に遂行するため、市町村又は消防本部等と協議し、法第79条ただし書の規定による飛行場以外の航空機の離着陸場及び法第81条の2の規定による航空機の緊急離着陸場（以下「飛行場外離着陸場」という。）を選定するものとする。

- 2 防災航空隊員等は、飛行場外離着陸場を調査し、常に実態把握に努めるものとする。

第5章 教育訓練

(訓練)

第18条 運航管理責任者は、防災航空隊員等の教育訓練を実施するために必要な訓練体制及び施設、設備、教材等の整備を図り、防災航空隊員等の資質の向上に努めなければならない。

- 2 運航責任者は、航空消防防災活動を円滑に遂行するため、市町村又は消防機関等と連携の上、必要な訓練を実施しなければならない。
- 3 運航責任者は、運航安全管理者が立案した教育訓練等基本計画及び教育訓練等実施計画を踏まえ、防災航空隊員等の技術の維持・向上を図るために必要な乗組員訓練を実施しなければならない。

第6章 安全管理等

(安全管理)

- 第19条 総括管理者は、法及び国土交通大臣の定める航空機の運用限界等指定書に基づき、航空消防防災活動等の適正な執行体制及び航空事故防止対策を確立し、安全管理の適正を期さなければならない。
- 2 運航管理責任者は、航空消防防災活動等の遂行に当たり、航空事故防止対策を講ずる等安全管理に万全を期すとともに、防災ヘリ、防災ヘリ等を格納する施設、装備品等について、適正な保守管理を行わなければならない。
 - 3 運航責任者は、防災ヘリ、防災ヘリ等を格納する施設、装備品等を適正に管理し、常に防災ヘリ等の性能を最大限発揮できる状態にしておくよう努めるとともに、法第19条第1項の規定により、一定の資格を有する技術者による防災ヘリの安全性が確保されていることについての確認がなければ、防災ヘリを使用してはならない。
 - 4 航空消防活動指揮者は、航空消防防災活動等の遂行に当たっては、防災航空隊員等の任務及び分担業務の適正な執行を確保するとともに、当該活動等が効果的かつ安全に遂行できるよう努めなければならない。

(捜索及び救難体制の確立)

- 第20条 総括管理者は、航空事故が発生するおそれ若しくは発生した疑いのある場合又は航空事故が発生した場合の捜索救難等の初動体制及びその後の処理に関する体制を確立しなければならない。

(航空事故発生時等の措置)

- 第21条 航空消防活動指揮者は、防災ヘリに搭乗中、航空事故が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、人命、財産に対する危難の防止に最善の手段を尽くし、必要な措置を講じるとともに、その状況等を運航責任者に報告しなければならない。
- 2 運航責任者は、防災ヘリの事故発生等の情報を入手した場合又は前項の報告を受けた場合は、直ちに所要の捜索救難活動を開始するとともに、その旨を運航管理責任者及び総括管理者に報告しなければならない。

(事故報告)

- 第22条 総括管理者は、法第76条第1項に規定する事故が発生した場合は、国土交通大臣に報告しなければならない。
- 2 総括管理者は、前項の事故が発生した場合には、直ちに原因、損害等について調査し、その結果を知事に報告しなければならない。

第7章 雑則

(記録及び保存)

- 第23条 運航責任者は、法に基づく記録のほか、必要な記録簿を備え、航空消防防災活動等に関する記録を整理、保存しておかななければならない。

(その他)

- 第24条 この要綱に定めるもののほか、防災ヘリの運航管理等に関し必要な事項は、総括管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年12月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

宮城県防災ヘリコプター緊急運航要領

(趣旨)

第1 この要領は、宮城県防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第11条第5項の規定に基づき、防災ヘリコプターの緊急運航（以下「緊急運航」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(他の規定との関係)

第2 緊急運航については、要綱及び宮城県広域航空消防応援協定に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(緊急運航の基準)

第3 緊急運航は、防災ヘリコプター緊急運航基準に該当する場合とする。

(緊急運航の要請)

第4 緊急運航の要請は、宮城県防災ヘリコプター管理事務所長（以下「所長」という。）に行う。

2 前項の要請は、防災ヘリコプター緊急運航要請書（様式第1号）により行うものとする。

(緊急運航の決定)

第5 所長は、前条の要請を受けた場合には、災害の状況及び現場の気象状況等を確認の上、運航安全管理者からの助言を踏まえ、出動の可否を決定し、防災航空隊長に必要な指示をするとともに、要請者にその旨回答しなければならない。

2 防災航空隊長は、前項の指示を受けた場合には、直ちに要請内容に対応する出動態勢を整えなければならない。

3 所長は、第1項の結果を速やかに消防課長に報告するとともに、遅滞なく防災ヘリコプター緊急運航対応報告書（様式第2号）を送付するものとする。

(受入態勢)

第6 緊急運航を要請した機関の長は、所長と緊密な連絡を図るとともに、次の受け入れ態勢を整えるものとする。

- (1) 離着陸場所の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- (3) その他必要な事項

(報告)

第7 防災航空隊長は、緊急運航を終了した場合には、速やかに活動の内容を所長に報告するものとする。

2 所長は、緊急運航を終了した場合には、遅滞なく災害出動報告書（様式第3号）を消防課長に送付するものとする。

3 緊急運航を要請した機関の長は、災害等が収束した場合、災害状況等報告書（様式第4号）により、速やかに所長に報告するものとする。

附 則 この要領は、平成18年3月1日から施行する。

附 則 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別紙 1

防災ヘリコプター緊急運航基準

1 基本要件

防災ヘリコプターの緊急運航は、原則として、次の基本要件を満たす場合に行う。

- (1) 公共性 災害等から、住民の生命財産を保護し、被害の軽減を図る目的であること。
(災害対策基本法又は消防組織法に基づく活動)
- (2) 緊急性 差し迫った必要性があること。
(緊急に活動を行わなければ、県民の生命、財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合)
- (3) 非代替性 防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと。
(既存の資機材・人員等では、十分な活動が期待できない、又は活動できない場合)

2 緊急運航基準

防災ヘリコプターの緊急運航基準は、次のとおりとする。

(1) 災害応急対策活動

ア 被災状況等の偵察、情報収集活動

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で広範囲にわたる偵察、情報収集活動を行う必要があると認められる場合

イ 救援物資、人員等の搬送

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で緊急に救援物資・人員等を搬送する必要があると認められる場合

ウ その他

災害応急対策上、特に、ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

(2) 救急活動

ア 交通遠隔地からの傷病者搬送

離島、山村等の交通遠隔地から緊急に傷病者の搬送を行う必要がある場合で、救急車で搬送するよりも著しく有効であると認められ、かつ原則として医師が搭乗できる場合

イ 高度医療機関等への転院搬送

遠隔地へ、緊急に、転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、かつ医師が搭乗できる場合

ウ 交通遠隔地への医師等の搬送

離島、山村等の交通遠隔地において緊急医療を行うため、医師、機材等を搬送する必要があると認められる場合

エ その他

救急活動上、特に、ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

(3) 救助活動

ア 高層ビル等火災における救助

イ 水難事故及び山岳遭難等における捜索・救助

ウ 高速自動車道及び自動車専用道路上の事故救助

エ その他

救助活動上、特に、ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

(4) 火災防ぎょ活動

ア 偵察、情報収集活動

大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあると認められ、偵察、情報収集活動をおこなう必要があると認められる場合

イ 林野火災における空中消火

地上における消火活動では、消火が困難であり、ヘリコプターによる消火の必要があると認められる場合

ウ 消防隊員、資機材等の搬送

大規模林野火災等において、人員、資機材等の搬送手段がない場合又はヘリコプターによる搬送が有効と認められる場合

エ その他

火災防ぎょ活動上、特に、ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

3 夜間における緊急運航基準

夜間の緊急運航は、上記2緊急運航基準を原則とするが、夜間飛行の特殊性から次ぎの活動はおこなわないものとする。

(1) 救助活動

捜索活動のみとし、上空からの救助活動は行わない。

(2) 火災防ぎょ活動

林野火災等における空中消火は行わない。

(様式第1号)

防災ヘリコプター緊急運航要請書

第 報	時 分現在
1 要請機関名	連絡先□ 担当者
2 災害の種別	自然災害・事故・行方不明・火災・その他 ()
3 活動内容	偵察・広報・撮影・傷病者搬送・空中消火・救助 輸送 (品名数量) ・その他 ()
4 発生場所	市町村 地内 (目標) (離着陸場所)
5 気象状況	天候 風向 風速 気温 視界 m 気象予警報 (警報・注意報)
6 現場指揮者	所属・職・氏名
7 現場との連絡手段	無線種別 携帯□
8 傷病者搬送の場合	
傷病者	氏名 (男・女) 歳 (年 月 日生)
症状	
受入病院	□
着陸場所	
搬送車両所属名	
同乗者	
9 必要器材	
10 その他必要な事	

防災ヘリコプター管理事務所

□ 0 2 2 3 - 2 4 - 0 7 4 1

FAX 0 2 2 3 - 2 4 - 0 8 7 2

災害の概況

地図（目標）

(様式第4号)

災害状況等報告書

- 1 要請機関名
- 2 災害等発生日時
- 3 発生場所
- 4 災害の概要
- 5 対応状況
 - (1) 経緯
 - (2) 出動機関、人員
 - (3) 出動車両、機材等
- 6 被害の概要
- 7 その他参考となる事項 (写真、新聞記事等)

宮城県防災ヘリコプターの仕様

◆機体性能・諸元

機 体	製造会社	ユーロコプター	性 能	最大巡航速度	269km/h	
	型式名	AS365N3		最高運用高度	6,000m	
	国籍・登記記号	JA04FD		最大航続距離	778km	
				最大航続時間	3.5 時間	
	寸 法	全長	13.68m	主 要 装 備		
		全幅	3.26m	救助用ウインチ	地形認識警報装置	
		全高	3.81m	降下用リペリングキット	航空機衝突防止装置	
		主回転翼直径	11.94m	カーゴフック	レスキューステップ	
	重 量	最大全備重量	4,300kg	ラウドスピーカー	ホイスステップ	
		空虚重量(標準装備)	2,903.8kg	サーチライト	ホイスグリッパー	
有効積載量		1,396.2kg	動態管理システム	カーゴフックミラー		
積載燃料/重量		JET-A1/896kg	消火バケツ 600ℓ×3	EMS システム		
	最大搭乗人員	14名(操縦士含む)	ファイヤーアタッカー	<ul style="list-style-type: none"> ・ ストレッチャー ・ 担架用固定装置 ・ EMS ラック ・ 遮光カーテン 		
エ ン ジ ン	型式名	ターボメカ社製	GPS/MAP 装置			
		ARRIEL 2C	ヘリ・カメラシステム			
	連続最大出力	833shp×2 基	消防用無線(デジアナ)			
	燃料消費量	350ℓ/h(280kg/h)				

H25.8 現在



ヘリベース及びフォワードベース一覧

令和4年1月現在

No.	分類	地区	市町村名	名称	所在地	座標(緯度・経度) ※世界測地系 ※UTM		最大駐機数	燃料備蓄等	責任者・管理者等	管轄消防本部等
						電話番号	電話番号				
1	第1順位BB	名取	名取市	仙台空港	名取市増田字南原地内 仙台空港サウスエプロン	北緯 38° 08' 13" 東経 140° 55' 21" UTM 54SVH93202101	20		仙台空港事務所長 022-383-1211	名取市消防本部 022-382-0242	
2	第2順位BB	仙台	仙台市	陸上自衛隊霞目飛行場	仙台市若林区霞目1 霞の目駐屯地	北緯 38° 14' 08" 東経 140° 55' 23" UTM 54SVH93263195			霞目駐屯地司令 022-286-3101	仙台市消防局 022-234-1111	
3	第3順位BB	石巻	東松島市	航空自衛隊松島飛行場	東松島市矢本字坂取85 松島基地	北緯 38° 24' 17" 東経 141° 13' 10" UTM 54SWH19165074			松島基地司令 0225-82-2111	石巻地区広域行政事務組合消防本部 0225-94-4637	
4	FB	気仙沼	南三陸町	歌津第2	南三陸町歌津字柘沢28-1 平成の森野球場	北緯 38° 43' 13" 東経 141° 32' 09" UTM 54SWH46588587	4	600L 気仙沼消防署	南三陸町長 0226-46-1370(総務課)	気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部 0226-22-6688	
5	FB	登米	登米市	東和運動公園	登米市東和町錦織字雷神山15-3 東和総合運動場公園野球場	北緯 38° 43' 39" 東経 141° 16' 50" UTM 54SWH24388657	4	400L 登米市消防署	登米市長 0220-22-2111	登米市消防本部 0220-22-4699	
6	FB	登米	登米市	長沼	登米市迫町北方字天形114-2 長沼漕艇場	北緯 38° 41' 31" 東経 141° 08' 05" UTM 54SWH11718260	10	400L 登米市消防署	登米土木事務所長 0220-22-2494	登米市消防本部 0220-22-4699	
7	FB	登米	登米市	津山グラウンド	登米市津山町柳津字宮下地内 津山河川グラウンド	北緯 38° 36' 06" 東経 141° 18' 06" UTM 54SWH26267261	9	400L 登米市消防署	登米市長 0220-22-2111	登米市消防本部 0220-22-4699	
8	FB	栗原	栗原市	栗駒グラウンド▲	栗原市栗駒岩ヶ崎裏山211 サンスポーツランド栗駒陸上競技場	北緯 38° 50' 18" 東経 141° 00' 13" UTM 54SWH00319883	10	400L 栗原消防署	栗原市長 0228-22-1122	栗原市消防本部 0228-22-1191	
9	FB	栗原	栗原市	築館競技場	栗原市築館字荒田沢41-241 築館総合運動公園陸上競技場	北緯 38° 43' 21" 東経 141° 00' 36" UTM 54SWH00868598	8	400L 栗原消防署	栗原市長 0228-22-1122	栗原市消防本部 0228-22-1191	

(県・復興・危機管理部消防課)

資料3-11-05 (1/15)

No.	分類	地区	市町村名	名称	所在地	座標(緯度・経度) ※世界測地系 ※UTM		最大駐機数	燃料備蓄等	責任者・管理者等	管轄消防本部等
						電話番号	電話番号				
10	FB	大崎	加美郡	あゆの里	加美郡加美町字住吉260 あゆの里運動公園	北緯 38° 34' 09" 東経 140° 51' 01" UTM 54SVH86956897	6	400ℓ 加美消防署	加美町長 0229-63-3111	大崎地域広域行政事務組合消防本部 0229-22-7030	
11	FB	大崎	遠田郡	涌谷	遠田郡涌谷町字中下道27-1 涌谷スタジアムサブグラウンド	北緯 38° 31' 55" 東経 141° 08' 06" UTM 54SWH11766484	6	400ℓ 遠田消防署	涌谷町長 0229-43-2111	大崎地域広域行政事務組合消防本部 0229-22-7030	
12	FB	石巻	石巻市	石巻運動公園B	石巻市南境字新小堤18 石巻市総合運動公園ふれあいグラウンド	北緯 38° 27' 27" 東経 141° 18' 27" UTM 54SWH26825662	10	400ℓ 石巻消防署	石巻市長 0225-95-1111	石巻地区広域行政事務組合消防本部 0225-94-4637	
13	FB	石巻	東松島市	鷹来の森	東松島市大塩山崎5-1 鷹来の森運動公園	北緯 38° 26' 12" 東経 141° 11' 11" UTM 54SWH16265428	10	400ℓ 石巻消防署	東松島市長 0225-82-1111	石巻地区広域行政事務組合消防本部 0225-94-4637	
14	FB	黒川	大和町	大和運動場	黒川郡大和町宮床字松倉92 大和町総合運動公園 陸上競技場	北緯 38° 25' 31" 東経 140° 51' 50" UTM 54SVH88115301	8	400ℓ 大衡出張所	大和町長 022-345-1112	黒川地域広域行政事務組合消防本部 022-345-4161	
15	FB	塩釜	利府町	利府	宮城郡利府町菅谷字館40-1 グランディ21第7駐車場	北緯 38° 20' 21" 東経 140° 57' 00" UTM 54SVH95634344	20		宮城県総合運動公園所長 022-356-1122	塩釜地区消防事務組合消防本部 022-361-0119	
16	FB	亶理	亶理町	亶理公園	亶理郡亶理町逢隈鹿島字寺前南76 亶理公園野球場	北緯 38° 02' 31" 東経 140° 50' 49" UTM 54SVH86571047	4		亶理町長 0223-34-1111	亶理地区行政事務組合消防本部 0223-34-7758	
17	FB	仙南	白石市	白石川緑地公園	白石市大川町字中河原地内 白石川緑地公園野球場	北緯 38° 00' 27" 東経 140° 36' 51" UTM 54SVH66120671	4	600ℓ 大河原消防署	白石市長 0224-22-1331	仙南地域広域行政事務組合消防本部 0224-52-1050	
18	FB	仙南	角田市	角田競技場	角田市枝野青木155-31 角田市陸上競技場	東経 37° 58' 16" UTM 140° 48' 17" 北緯 54SVH82840262	8	600ℓ 大河原消防署	角田市長 0224-63-2111	仙南地域広域行政事務組合消防本部 0224-52-1050	
19	FB	仙南	川崎町	ポートピア川崎A	柴田郡川崎町大字支倉鳥屋沢山25-6 ポートピア川崎駐車場	北緯 38° 10' 10" 東経 140° 40' 15" UTM 54SVH71162466	11	600ℓ 大河原消防署	㈱ダイritzプランニング 0224-84-6220	仙南地域広域行政事務組合消防本部 0224-52-1050	

備考

- 1 第一順位のヘリベース(仙台空港)が使用できない場合及び第一順位のヘリベースから被災地が遠隔地である場合は、消防応援活動調整本部が、被災市町村等及びヘリベース指揮者と協議の上、代替ヘリベースを本表の第二順位ヘリベース以降から決定する。
- 2 フォワードベースの選定は、災害の規模や状況により資料5「ランディングポイント一覧」から選定することができる。
- 3 備蓄燃料は消防本部におけるドラム燃料の備蓄量であり、消防本部からの陸送となる。

(県・復興・危機管理部消防課)

資料3-11-05 (2/15)

【ランディングポイント一覧】

離着陸記号：×現在使用不可 ▲みやぎ（現機体）では着陸困難（テールローターの構造上砂地は着陸困難等）

地域	地区名	離着陸場名称	所在地及び施設等名称	緯度・経度・UTM	離着陸地帯 ^m (耐久重量t)	標高	接地面
① 気仙沼・本吉	1 気仙沼市	(1) 五右衛門駐車場	気仙沼市下八瀬405-10	38° 54' 49"	110×30	82m	舗装
			五右衛門ヶ原運動場駐車場	141° 31' 18"			
		(2) 五右衛門野球場	気仙沼市下八瀬405-10	38° 54' 53"	100×100	86m	芝地一部砂
			気仙沼市民野球場	141° 31' 17"			
		(3) 五右衛門運動場	気仙沼市下八瀬405-10	38° 54' 48"	140×90	82m	草地一部砂
			五右衛門ヶ原運動場	141° 31' 22"			
		(4) 大島	気仙沼市大島高井149-3	38° 51' 17"	100×100	8m	草地一部砂
			大島みどりのふれあい広場	141° 36' 43"			
		(5) 大峠	気仙沼市大峠山1-174	38° 54' 51"	130×70	72m	草地一部砂
			気仙沼高等技術専門学校グラウンド	141° 35' 42"			
		(6) 市民の森	気仙沼市渡戸地内	38° 52' 36"	110×30	460m	草地
	気仙沼市民の森		141° 30' 39"				
	(7) 気仙沼市立病院	気仙沼市赤岩杉ノ沢8番地2	38° 53' 14"	20×20	25m	舗装	
		気仙沼市立病院ヘリポート	141° 33' 53"				
	(8) 気仙沼小学校▲	気仙沼市笹が陣3-1	38° 54' 09"	140×100	36m	砂土	
		気仙沼小学校グラウンド	141° 34' 18"				
	(9) 気仙沼高校第2グラウンド▲	気仙沼市九条213-3	38° 53' 31"	150×120	63m	砂土	
		気仙沼高校第2グラウンド	141° 32' 52"				
	(10) 旧気仙沼西高校▲	気仙沼市赤岩牧沢155-1	38° 52' 41"	45×85	110m	砂土	
		旧気仙沼西高校グラウンド	141° 32' 54"				
	(11) 気仙沼防災センター▲	気仙沼市赤岩五駄鱈43-2	38° 52' 51"	20×20	28m	舗装	
気仙沼防災センターヘリポート		141° 34' 31"					
b 唐桑	(1) 半造園地	気仙沼市唐桑町小長根地内	38° 53' 29"	60×60	35m	草地	
		半造園地広場	141° 39' 57"				
(2) 唐桑小学校▲	気仙沼市唐桑町明戸208-6	38° 54' 18"	90×80	15m	砂土		
	唐桑小学校グラウンド	141° 38' 48"					
c 本吉	(1) 本吉響高校▲	気仙沼市本吉町津谷桜子2-24	38° 47' 37"	100×90	55m	砂土	
		本吉響高校グラウンド	141° 29' 39"				
	(2) 大名広場第1▲	気仙沼市本吉町宮内44-1	38° 47' 04"	100×100	75m	草地一部砂	
		山田大名広場（北側グラウンド）	141° 28' 08"				
(3) 大名広場第2	気仙沼市本吉町宮内44-1	38° 47' 01"	65×50	69m	草地		
	山田大名広場（南側グラウンド）	141° 28' 12"					
(4) 旧小泉中学校	気仙沼市本吉町平貝123	38° 45' 51"	130×80	23m	芝地		
2 南三陸町	a 志津川	(1) 松原公園	本吉郡南三陸町志津川字助作地内	38° 41' 03"	100×80	3m	芝地
			松原公園野球場	141° 26' 39"			
	(2) 志津川自然の家▲	本吉郡南三陸町戸倉字坂本88-1	38° 38' 29"	100×60	34m	砂土	
		志津川自然の家グラウンド	141° 28' 38"				
	b 歌津	(1) 歌津第1	本吉郡南三陸町歌津字柘沢28番地1	38° 43' 14"	160×100	35m	芝地
			平成の森林間広場	141° 32' 03"			
(2) 歌津第2		本吉郡南三陸町歌津字柘沢28-1	38° 43' 13"	100×100	45m	芝地一部砂	
		平成の森野球場	141° 32' 09"				

【ランディングポイント一覧】

離着陸記号：×現在使用不可 ▲みやぎ（現機体）では着陸困難（テールローターの構造上砂地は着陸困難等）

地域	地区名	離着陸場名称	所在地及び施設等名称	緯度・経度・UTM	離着陸地帯 ^m (耐久重量t)	標高	接地面	
② 登米市	1 東和町	(1) 東和運動公園	登米市東和町錦織字雷神山15-3 東和総合運動公園野球場	38° 43' 39" 141° 16' 50" 54SWH24388657	120×120	26m	芝地	
	2 石越町	(1) 石越運動公園	登米市石越町南郷字矢作122-1 石越総合運動公園野球場	38° 45' 19" 141° 10' 40" 54SWH15448963	100×90	18m	芝地一部砂	
	3 津山町	(1) 津山グラウンド	登米市津山町柳津字宮下地内 津山河川運動場	38° 36' 06" 141° 18' 06" 54SWH26267261	200×90	11m	芝地一部砂	
	4 豊里町	(1) 豊里花の公園	登米市豊里町小口前88 豊里花の公園野球場	38° 35' 14" 141° 15' 01" 54SWH21797100	150×130	4m	芝地一部砂	
	5 南方町	(1) 南方運動場	登米市南方町堤田38 南方総合運動場多目的グラウンド	38° 39' 19" 141° 07' 16" 54SWH10537853	110×75	9m	芝地一部砂	
	6 迫町	(1) 長沼	登米市迫町北方字天形114-2 長沼漕艇場	38° 41' 31" 141° 08' 05" 54SWH11718260	200×100	7m	芝地	
			(2) 長沼フットピア公園	登米市迫町北方字天形161-84 長沼フットピア公園	38° 41' 16" 141° 07' 56" 54SWH11498213	120×40	24m	芝地
			(3) 登米市防災センター	登米市迫町森字平柳25 登米市防災センターヘリポート	38° 40' 53" 141° 12' 30" 54SWH18128144	20×20	8m	舗装
			(4) 新田	登米市迫町新田字対馬54-1 新田総合運動場	38° 41' 06" 141° 05' 49" 54SWH08438182	140×130	22m	芝地一部砂
	6 迫町	(5) 佐沼高校▲	登米市迫町佐沼字北散田地内 佐沼高校第2グラウンド	38° 41' 29" 141° 12' 33" 54SWH18198255	200×120	9m	砂土	
	7 中田町	(1) 北上川緑化公園	登米市中田町上沼字冠木地内 北上川河川緑化公園	38° 44' 33" 141° 16' 33" 54SWH23978823	200×100	10m	舗装	
			(2) 中田石森▲	登米市中田町石森字茶畑7 石森公民館グラウンド	38° 42' 50" 141° 12' 49" 54SWH18578504	110×70	9m	砂土
	8 米山町	(1) 米山ヘリポート	登米市米山町西野字西野前地内 米山ヘリポート	38° 37' 43" 141° 12' 19" 54SWH17897559	40×60	5m	舗装	
			(2) 米山運動場▲	登米市米山町中津山字清水11 米山中津山運動場	38° 37' 26" 141° 10' 02" 54SWH14557505	120×100	9m	砂土
9 登米町	(1) 登米運動公園▲	登米市登米町小島字長橋地内 登米総合運動公園	38° 38' 45" 141° 16' 05" 54SWH23327750	100×100	12m	砂土		

【ランディングポイント一覧】

離着陸記号：×現在使用不可 ▲みやぎ（現機体）では着陸困難（テールローターの構造上砂地は着陸困難等）

地域	地区名	離着陸場名称	所在地及び施設等名称	緯度・経度・UTM	離着陸地帯 m (耐久重量t)	標高	接地面
③ 栗原市	1 栗 駒	(1) 栗 駒	栗原市栗駒鳥沢山王下54-38 栗駒救急ヘリポート	38° 50' 38" 141° 00' 13" 54SWH00319945	20×20	74m	舗装
		(2) くりこま荘	栗原市栗駒沼倉耕英東95-2 くりこま荘駐車場	38° 56' 04" 140° 50' 18" 54SVJ85980951	80×40	616m	舗装
		(3) いわかがみ平	栗原市栗駒沼倉いわかがみ平地内 いわかがみ平駐車場	38° 56' 39" 140° 48' 19" 54SVJ83121059	75×60	1100m	舗装
		(4) ハイルザーム	栗原市栗駒沼倉耕英東50-1 ハイルザーム栗駒駐車場	38° 56' 07" 140° 49' 51" 54SVJ85330960	180×45	659m	舗装
		(5) 栗駒グラウンド▲	栗原市栗駒岩ヶ崎裏山211 サンスポーツランド栗駒陸上競技場	38° 50' 18" 141° 00' 13" 54SWH00319883	150×100	51m	砂土
	2 花 山	(1) 花 山	栗原市花山字本沢稲千場2-1 花山青少年旅行村グラウンド	38° 47' 25" 140° 51' 14" 54SVH87319351	110×110	126m	芝地一部砂
	3 鶯 沢	(1) 細倉マインパーク	栗原市鶯沢南郷柳沢2番地3号 細倉マインパーク駐車場	38° 48' 30" 140° 54' 02" 54SVH91369553	60×80	124m	舗装
	4 金 成	(1) 金 成	栗原市金成大平13-37 金成健康広場	38° 50' 09" 141° 05' 57" 54SWH08609856	200×150	88m	芝地一部砂
	5 志波姫	(1) 志波姫小学校前駐車場	栗原市志波姫新沼崎地内 志波姫小学校前駐車場	38° 45' 03" 141° 03' 45" 54SWH08054891	95×70	24m	舗装
	6 高清水	(1) 高清水球場	栗原市高清水忽滑沢29-1 高清水野球場	38° 41' 07" 141° 00' 17" 54SWH00418185	130×110	61m	芝地一部砂
7 一 迫	(1) 一迫公園	栗原市一迫柳目字首根龍雲寺下地内 一迫中央公園運動場	38° 44' 45" 140° 57' 21" 54SVH96168857	200×90	36m	草地	
8 築 館	(1) 築館競技場	栗原市築館字荒田沢41-241 築館総合運動公園陸上競技場	38° 43' 21" 140° 00' 36" 54SWH00868598	160×100	53m	芝地	
	(2) 築館高校▲	栗原市築館字下宮野町浦22 築館高校グラウンド	38° 45' 01" 141° 01' 11" 54SWH01718906	180×130	24m	砂土	
9 若 柳	(1) 若柳球場	栗原市若柳字川南道伝前125-2 若柳野球場	38° 45' 54" 141° 07' 50" 54SWH11349070	120×120	12m	芝地一部砂	
	(2) 太平洋工業	栗原市若柳字武鎗生江沢50 太平洋工業株式会社若柳工場	38° 48' 15" 141° 07' 28" 54SWH10809505	90×40	46m	舗装	
10 瀬 峰	(1) 瀬峰飛行場	栗原市瀬峰小深沢232-1 瀬峰飛行場	38° 40' 46" 141° 01' 21" 54SWH1958120	150×100	51m	舗装	
	(2) 瀬峰運動場	栗原市瀬峰大境山24-16 瀬峰総合運動場	38° 39' 25" 141° 03' 27" 54SWH05007871	190×110	31m	芝地一部砂	

【ランディングポイント一覧】

離着陸記号：×現在使用不可 ▲みやぎ（現機体）では着陸困難（テールローターの構造上砂地は着陸困難等）

地域	地区名	離着陸場名称	所在地及び施設等名称	緯度・経度・UTM	離着陸地帯 ^m (耐久重量t)	標高	接地面	
④ 大崎市	a 古川	(1) 大崎市民病院	大崎市古川穂波3丁目8-1 大崎市民病院屋上ヘリポート	38° 33' 57" 140° 56' 37" 54SVH95106862	20×20 (6.4t)	42m	舗装	
		(2) 大崎消防	大崎市古川千手寺町2丁目5番20号 大崎消防本部ヘリポート	38° 34' 50" 140° 57' 24" 54SVH96227023	40×40	22m	舗装	
		(3) 長者原SA	大崎市古川川熊字長者原24-1 東北自動車道長者原SAヘリポート	38° 38' 10" 140° 57' 39" 54SVH96597639	38×38	42m	舗装	
		(4) 古川総合体育館	大崎市古川旭4丁目5-2 大崎市古川総合体育館駐車場	38° 33' 48" 140° 58' 30" 54SVH97826832	18×15	17m	舗装	
		(5) 古川	大崎市古川師山字観音地内 新江合川緑地運動場	38° 32' 07" 140° 59' 25" 54SVH99166521	170×150	15m	草地	
	b 岩出山	(1) 岩出山	大崎市岩出山字下川原町地内 江合川右岸河川敷公園	38° 39' 25" 140° 52' 17" 54SVH88807871	300×70	53m	舗装一部草地	
	c 鳴子	(1) 鬼首	大崎市鳴子温泉鬼首字本宮原23-39 吹上高原野球場	38° 47' 59" 140° 39' 58" 54SVJ71009460	150×100	327m	草地	
	c 鳴子	(2) 鳴子	大崎市鳴子温泉字中野地内 水辺プラザ防災ヘリポート	38° 44' 26" 140° 44' 31" 54SVH77578801	21×21	128m	舗装	
		(3) 鬼首スキー場	大崎市鳴子温泉鬼首字小向原9-55 鬼首スキー場第3駐車場	38° 47' 11" 140° 38' 31" 54SVH68909313	65×65	375m	舗装	
		(4) 鳴子グラウンド	大崎市鳴子温泉赤這地内 江合川河川敷東鳴子グラウンド	38° 44' 55" 140° 44' 05" 54SVH76948891	170×150	134m	芝地	
	d 三本木	(1) 三本木	大崎市三本木字廻山65 三本木河川防災ステーションヘリポート	38° 31' 20" 140° 56' 13" 54SVH94506377	18×18	25m	舗装	
		(2) 三本木河川公園	大崎市三本木字上屋敷地内 鳴瀬川河川敷三本木河川公園	38° 31' 30" 140° 57' 22" 54SVH96176406	120×80	20m	草地一部砂	
	e 松山	(1) 松山運動場	大崎市松山千石字新広岡台110 松山運動場	38° 31' 04" 141° 02' 37" 54SWH04276261	150×100	32m	芝地	
	f 田尻	(1) 田尻運動場	大崎市田尻小塩字八ツ沢1 田尻農村運動公園	38° 35' 22" 141° 04' 18" 54SWH06247122	110×45	20m	芝地	
	g 鹿島台	(1) 鹿島台球場▲	大崎市鹿島台広長無清水4 鹿島台野球場	38° 29' 12" 141° 05' 17" 54SWH07675981	100×90	34m	砂土	
	2 加美町	a 中新田	(1) 加美消防	加美郡加美町字新川原106 加美消防署ヘリポート	38° 33' 18" 140° 51' 26" 54SVH87556740	38×38	28m	舗装
			(2) あゆの里	加美郡加美町字住吉260 あゆの里運動公園	38° 34' 09" 140° 51' 01" 54SVH86956897	100×100	27m	芝地
		b 小野田	(1) ふれあい岸辺	加美郡加美町字下野目前地上地内 加美町河川公園ふれあいの岸辺	38° 34' 16" 140° 48' 41" 54SVH83566920	200×100	39m	草地
	c 宮崎	(1) 宮崎	加美郡加美町宮崎字新土手浦1 陶芸の里スポーツ公園駐車場	38° 36' 50" 140° 45' 00" 54SVH78257392	35×35	94m	舗装	
	3 色麻町	(1) 色麻運動場	加美郡色麻町四電爪木町150 色麻町屋外運動場	38° 32' 49" 140° 50' 49" 54SVH86666651	85×75	37m	芝一部砂土	
4 美里町	a 南郷	(1) 大柳	遠田郡美里町大柳字天神原地先 鳴瀬川左岸採草地	38° 29' 39" 141° 07' 31" 54SWH10926065	200×90	6m	草地	
		(2) 南郷球場	遠田郡美里町木間塚中央1 南郷野球場	38° 29' 17" 141° 08' 14" 54SWH11965997	120×100	7m	芝地	
	b 小牛田	(1) 素山球場	遠田郡美里町字桜木町164 素山野球場	38° 32' 16" 141° 03' 29" 54SWH05056548	100×100	17m	芝地一部砂	
5 涌谷町	(1) 涌谷	遠田郡涌谷町字中下道27-1 涌谷スタジアムサブグラウンド	38° 31' 55" 141° 08' 06" 54SWH11766484	100×70	6m	草地		
	(2) 遠田消防	遠田郡涌谷町字関谷沖名303-1 遠田消防署ヘリポート	38° 32' 38" 141° 05' 43" 54SWH08306616	20×20	6m	舗装		
	(3) 河川防災ステーション	遠田郡涌谷町字千間江地先 涌谷地区河川防災ステーション	38° 32' 03" 141° 08' 39" 54SWH12576510	24×21	11m	舗装		

【ランディングポイント一覧】

離着陸記号：×現在使用不可 ▲みやぎ（現機体）では着陸困難（テールローターの構造上砂地は着陸困難等）

地域	地区名	離着陸場名称	所在地及び施設等名称	緯度・経度・UTM	離着陸地帯 ^m (耐久重量t)	標高	接地面	
⑤ 石巻地域	1 石巻市	a 石巻	(1) 石巻運動公園A	石巻市南境字新小堤18 石巻市総合運動公園	38° 27' 24" 141° 18' 31" 54SWH26925653	120×70	3m	舗装
			(2) 石巻運動公園B	石巻市南境字新小堤18 石巻市総合運動公園ふれあいグラウンド	38° 27' 27" 141° 18' 27" 54SWH26855661	180×100	3m	芝地
			(3) 石巻赤十字病院 (屋上)	石巻市蛇田字西道下71 石巻赤十字病院ヘリポート (屋上)	38° 27' 35" 141° 16' 49" 54SWH24465687	20×20 (6.8t)	26.5m	舗装
			(4) 石巻赤十字病院 (地上)	石巻市蛇田字西道下71 石巻赤十字病院ヘリポート (地上)	38° 27' 37" 141° 16' 50" 54SWH24505692	21×21	3m	舗装
			(5) 田代島	石巻市田代浜字内山88-3 田代島自然教育センターグラウンド	38° 17' 51" 141° 25' 12" 54SWH36723890	80×60	73m	舗装
			(6) 曾波之神	石巻市鹿又字曾波之神川原 曾波之神運動公園	38° 27' 49" 141° 17' 36" 54SWH25595730	100×80	2m	草地
			(7) 石巻消防	石巻市大橋1-1-1 石巻消防本部ヘリポート	38° 26' 43" 141° 18' 40" 54SWH27155525	20×20	3m	舗装
			(8) 石巻東消防署	石巻市さくら町1丁目7番地 石巻東消防署ヘリポート	38° 25' 21" 141° 21' 10" 54SWH30805276	40×40	1m	舗装
			(9) 石巻市立病院	石巻市穀町15-1 石巻市立病院屋上ヘリポート	38° 26' 06" 141° 18' 05" 54SWH26315410	21×21 (7.0t)	37m	舗装
			(10) 石巻合同庁舎	石巻市あゆみ野5丁目7番地 石巻合同庁舎駐車場	38° 26' 28" 141° 15' 30" 54SWH22545480	20×20	1m	舗装
	b 河北	(1) 追波川運動公園	石巻市小舟越字山畑383-1地先 追波川河川運動公園	38° 30' 09" 141° 18' 06" 54SWH26306161	150×100	5m	芝地	
		(2) 河北北上川▲	石巻市成田字小塚裏畑地先 北上川左岸河川敷	38° 30' 59" 141° 18' 29" 54SWH26836323	250×80	2m	砂土	
		(3) 大川高台広場	石巻市福地字国土地内 大川高台広場	38° 32' 17" 141° 24' 04" 54SWH34946560	80×90	38m	舗装	
	c 雄勝	(1) 雄勝漁港	石巻市雄勝町雄勝字上雄勝地内 雄勝漁港	38° 30' 57" 141° 27' 50" 54SWH40446314	18×18	0.5m	舗装	
		(2) 大須小学校▲	石巻市雄勝町大須字大須251-2 大須小学校グラウンド	38° 30' 46" 141° 32' 14" 54SWH46856286	105×70	45m	砂土	
	d 北上	(1) にっこりサンパーク 野球場	石巻市北上町十三浜字小田93番地4 にっこりサンパーク野球場	38° 34' 09" 141° 25' 25" 54SWH36926908	90×90 (18×18)	34m	芝地	
	e 桃生	(1) 石巻	石巻市桃生町神取字山下149 東北電力石巻ヘリポート	38° 31' 50" 141° 14' 04" 54SWH20446471	60×60	8m	舗装	
		(2) 植立山	石巻市桃生町中津山字外八木地内 桃生植立山公園多目的広場	38° 34' 11" 141° 14' 25" 54SWH20946926	150×90	5m	芝地	
		(3) 桃生▲	石巻市桃生町城内字東嶺164 桃生総合センター多目的広場	38° 34' 02" 141° 15' 59" 54SWH23216879	120×80	35m	砂土	
	f 河南	(1) 河南中央公園	石巻市須江字横手1 河南中央公園野球場	38° 27' 15" 141° 14' 38" 54SWH21285623	100×100	3m	芝地一部砂	
		(2) 河南西中	石巻市北村字小崎1-37-2 河南西中学校グラウンド	38° 29' 44" 141° 12' 01" 54SWH17466081	170×80	28m	芝地一部砂	
	g 牡鹿	(1) 網地島	石巻市長渡浜字杉13-1 網地島診療所グラウンド	38° 15' 57" 141° 28' 42" 54SWH41853542	80×50	87m	舗装	
		(2) 金華山	石巻市鮎川浜金華山13 海上保安庁 金華山ヘリポート	38° 16' 39" 141° 35' 03" 54SWH51083676	38×38	24m	舗装	
		(3) 鮎川	石巻市鮎川浜鬼形山地先 牡鹿中学校駐車場	38° 18' 02" 141° 30' 14" 54SWH44063928	60×50	58m	舗装	
		(4) 泊漁港▲	石巻市泊浜地先 泊漁港	38° 21' 27" 141° 31' 19" 54SWH45584561	38×38	1m	舗装	
		(5) 清崎運動公園▲	石巻市鮎川浜清崎山5 牡鹿清崎運動公園	38° 18' 03" 141° 30' 01" 54SWH43743931	100×100	70m	砂土	

【ランディングポイント一覧】

離着陸記号：×現在使用不可 ▲みやぎ（現機体）では着陸困難（テールローターの構造上砂地は着陸困難等）

地域	地区名	離着陸場名称	所在地及び施設等名称	緯度・経度・UTM	離着陸地帯 m (耐久重量t)	標高	接地面
⑤ 石巻地域	2 東松島市	(1) 矢本	東松島市矢本大曲字塚堀80 矢本運動公園	38° 25' 22" 141° 13' 37" 54SWH19815274	160×90	3m	芝地
		(2) 鷹来の森	東松島市大塩字山崎5番地1 鷹来の森運動公園 屋外運動場 (C・D)	38° 26' 12" 141° 11' 11" 54SWH16285427	150×100	28m	芝地
	3 女川町	(1) 女川野球場	牡鹿郡女川町字大原606 女川野球場	38° 27' 08" 141° 26' 23" 54SWH38355608	120×120	34m	芝地一部砂
		(2) 出島▲	牡鹿郡女川町出島字高森山1-65 旧出島地区運動場	38° 26' 45" 141° 31' 20" 54SWH45565542	80×50	67m	砂土
		(3) 江島▲	牡鹿郡女川町江島字荒藪40 旧江島自然活動センター運動場	38° 23' 54" 141° 35' 51" 54SWH52175018	40×40	32m	砂土
	⑥ 黒川地域	1 大衡村	(1) 大衡	黒川郡大衡村大衡字一本木21-19 大衡村防災用ヘリポート	38° 28' 08" 140° 52' 26" 54SVH88995784	20×20	23m
(2) 万葉の里			黒川郡大衡村大衡字大日向地内 万葉クリエイティブパーク	38° 28' 14" 140° 53' 16" 54SVH90215803	120×100	50m	芝地
(3) 大衡西部球場			黒川郡大衡村大瓜字蒲切沢102-1 大衡西部球場	38° 28' 11" 140° 51' 09" 54SVH87135794	100×100	38m	芝地一部砂
(4) トヨタ自動車東日本			黒川郡大衡村中央平1番地 トヨタ自動車東日本 宮城大衡工場 東側駐車場	38° 28' 13" 140° 54' 07" 54SVH91455800	75×75	42m	舗装
2 大和町		(1) 南川	黒川郡大和町吉田字ヶ森北35番9 四十八滝運動公園	38° 26' 12" 140° 49' 09" 54SVH84215428	80×60	90m	草地
		(2) 鶴巣	黒川郡大和町鶴巣北目大崎字塚64 鶴巣教育ふれあいセンターグラウンド	38° 25' 05" 140° 55' 49" 54SVH93915220	140×100	47m	草地一部砂
		(3) 大和運動場	黒川郡大和町宮床字松倉92 大和町総合運動公園 陸上競技場	38° 25' 27" 140° 51' 45" 54SVH87995288	180×150	50m	芝地
		(4) ダイナヒルズA	黒川郡大和町松坂平2-1-5 ダイナヒルズ運動公園 多目的広場	38° 27' 42" 140° 55' 06" 54SVH92865705	110×80	52m	芝地
		(5) ダイナヒルズB	黒川郡大和町松坂平2-11-9 ダイナヒルズ運動公園 野球場	38° 27' 46" 140° 55' 21" 54SVH93235716	130×100	62m	芝地一部砂
3 大郷町		(1) 大郷運動場	黒川郡大郷町中村字北浦地内 大郷町総合運動場 野球場	38° 25' 21" 140° 59' 38" 54SVH99465269	100×100	16m	芝地一部砂
4 富谷市		(1) 富谷A	富谷市富谷坂松田30 富谷市役所駐車場	38° 23' 56" 140° 53' 42" 54SVH90835007	50×40	41m	舗装
		(2) 富谷B	富谷市富谷坂松田30 富谷市役所駐車場東側空地	38° 23' 56" 140° 53' 45" 54SVH90835007	50×50	41m	芝地
		(3) 富谷市総合運動公園▲	富谷市一ノ関隣合山6-8 富谷市総合運動公園グラウンド	38° 24' 14" 140° 52' 44" 54SVH89425063	150×150	46m	砂土

【ランディングポイント一覧】

離着陸記号：×現在使用不可 ▲みやぎ（現機体）では着陸困難（テールローターの構造上砂地は着陸困難等）

地域	地区名	離着陸場名称	所在地及び施設等名称	緯度・経度・UTM	離着陸地帯 ^m (耐久重量t)	標高	接地面
⑦ 塩釜地域	1 塩竈市	(1) 塩釜	塩竈市貞山通り3丁目12-1 塩釜みなと公園（塩釜港緑地）	38° 18' 47" 141° 02' 16" 54SWH03304055	90×90	4m	芝地
		(2) 浦戸桂島	塩竈市浦戸桂島字庵寺 桂島漁港	38° 20' 10" 141° 05' 24" 54SWH07874309	150×100	1m	舗装
		(3) 野々島漁港荷捌き場	塩竈市浦戸野々島字河岸52 野々島漁港荷捌き場	38° 20' 18" 141° 06' 20" 54SWH09204336	150×100	0.3m	舗装
		(4) 玉川中学校▲	塩竈市権現堂19-1 玉川中学校グラウンド	38° 19' 13" 141° 00' 15" 54SWH00364135	170×110	43m	砂土
	2 多賀城市	(1) 多賀城高校▲	多賀城市笠神2-17-1 多賀城高校グラウンド	38° 18' 07" 141° 01' 39" 54SWH02393933	150×120	21m	砂土
	3 七ヶ浜町	(1) 七ヶ浜	宮城郡七ヶ浜町吉田浜字野山1-2 七ヶ浜町総合スポーツセンター野球場	38° 18' 06" 141° 03' 44" 54SWH05443928	160×95	37m	芝地
	4 松島町	(1) 松島運動公園	宮城郡松島町高城字動伝1-34-1 松島運動公園野球場	38° 23' 46" 141° 04' 26" 54SWH06454976	150×100	21m	芝地
		(2) 大蓬沢	宮城郡松島町手樽字大蓬沢13-1 松島フットボールセンター	38° 22' 49" 141° 06' 04" 54SWH08834801	120×120	8m	芝地
		(3) 松島公園	宮城郡松島町根廻字上山王6-1 長松園森林公園町民の森	38° 24' 38" 141° 03' 44" 54SWH05435137	100×100	38m	芝地一部砂
		(4) 磯島× (使用可能日未定)	宮城郡松島町磯崎字磯島地先 松島町牡蠣生産工場空地	38° 22' 35" 141° 04' 41" 54SWH06814758	40×30	1m	砂土
	5 利府町	(1) 利府	宮城郡利府町菅谷字館40-1 グランディ21 第7駐車場	38° 20' 21" 140° 56' 60" 54SVH95634344	300×80	45m	舗装
		(2) 加瀬沼公園	宮城郡利府町加瀬字新堤下7-1 モリリン加瀬沼公園クローバー広場	38° 18' 39" 140° 58' 58" 54SVH98494030	250×120	11m	芝地
		(3) 葉山▲	宮城郡利府町葉山1丁目地内 葉山グラウンド	38° 21' 39" 141° 01' 16" 54SVH01844585	180×140	95m	砂土

【ランディングポイント一覧】

離着陸記号：×現在使用不可 ▲みやぎ（現機体）では着陸困難（テールローターの構造上砂地は着陸困難等）

地域	地区名	離着陸場名称	所在地及び施設等名称	緯度・経度・UTM	離着陸地帯 ^m (耐久重量t)	標高	接地面
1	若林区	(1) 深沼	仙台市若林区荒浜字今切29-2 仙台市消防局荒浜訓練場	38° 13' 42" 140° 59' 02" 54SVH98603116	175×125	6m	舗装
		(2) 中河原▲	仙台市若林区若林7丁目地先 広瀬川中河原緑地運動広場（C面）	38° 13' 25" 140° 54' 27" 54SVH91903063	120×90	8m	砂土
2	宮城野区	(1) 消防学校	仙台市宮城野区幸町4-5-2 宮城県消防学校グラウンド	38° 16' 34" 140° 54' 24" 54SVH91833647	80×50	35m	芝地
		(2) 仙台オープン病院	仙台市宮城野区鶴ヶ谷5-22-1 仙台オープン病院屋上ヘリポート	38° 17' 40" 140° 55' 03" 54SVH92783848	21×17 (6.0t)	86m	舗装
		(3) 仙台医療センター （地上）	仙台市宮城野区宮城野2丁目11番12号 仙台医療センター地上ヘリポート	38° 15' 36" 140° 54' 20" 54SVH91833452	21×21	18m	舗装
		(4) 仙台医療センター （屋上）	仙台市宮城野区宮城野2丁目11番12号 仙台医療センター屋上ヘリポート	38° 15' 31" 140° 54' 24" 54SVH91753468	21×21 (7.0t)	67.5m	舗装
⑧ 仙台市	3 青葉区	(1) 仙台合同庁舎	仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎（B棟屋上） 仙台合同庁舎東北地方整備局ヘリポート	38° 16' 03" 140° 52' 23" 54SVH88883550	20×24 (9.3t)	127.8m	舗装
		(2) 東北大学病院	仙台市青葉区星陵町1-1 東北大学病院屋上ヘリポート	38° 16' 22" 140° 51' 38" 54SVH87803608	20×21 (5.5t)	131m	舗装
		(3) 東北労災病院	仙台市青葉区台原4-3-21 東北労災病院屋上ヘリポート	38° 17' 03" 140° 52' 33" 54SVH89143735	21×17 (5.4t)	98m	舗装
		(4) 宮城こども病院	仙台市青葉区落合4-3-17 宮城県立こども病院屋上ヘリポート	38° 16' 31" 140° 46' 59" 54SVH81033638	21×21 (13.0t)	111m	舗装
		(5) 宮城県庁前駐車場	仙台市青葉区本町3-8-1 宮城県庁前駐車場	38° 16' 06" 140° 52' 24" 54SVH88913559	38×38	55m	舗装
		(6) 評定河原	仙台市青葉区花壇1 評定河原野球場	38° 15' 22" 140° 51' 57" 54SVH88263424	125×115	31m	芝地
		(7) 仲ノ瀬▲	仙台市青葉区川内中ノ瀬町地内 広瀬川仲ノ瀬緑地運動広場	38° 15' 40" 140° 51' 31" 54SVH87633479	130×70	34m	砂土
		(8) 宮城広瀬▲	仙台市青葉区上愛子字松原39-1 宮城広瀬総合運動場	38° 16' 24" 140° 44' 23" 54SVH77233617	160×90	132m	砂土
		(9) 牛越緑地▲	仙台市青葉区荒巻三居沢地内 広瀬川牛越緑地運動広場	38° 16' 06" 140° 50' 28" 54SVH86103559	140×70	41m	砂土
		(10) 宮城広瀬高校▲	仙台市青葉区落合4-4-1 宮城広瀬高校グラウンド	38° 16' 29" 140° 47' 09" 54SVH81273633	19×17	86m	砂土
		(11) 宮城県庁ヘリポート▲	仙台市青葉区本町3-8-1 宮城県庁屋上ヘリポート	38° 16' 06" 140° 52' 19" 54SVH88803560	15.5×14.5 (4.0t)	138m	舗装
4	泉区	(1) 七北田球場	仙台市泉区七北田字欠下地内 七北田公園野球場	38° 19' 08" 140° 53' 02" 54SVH89854120	100×100	20m	芝地
5	太白区	(1) 鉤取	仙台市太白区山田北前町3-98 仙台市鉤取野球場	38° 13' 17" 140° 49' 47" 54SVH85093039	100×90	67m	芝地
		(2) 愛宕	仙台市太白区越路地内 広瀬川愛宕緑地	38° 14' 49" 140° 52' 31" 54SVH89083322	120×40	30m	草地
		(3) 仙台市立病院	仙台市太白区あすと長町一丁目1番地1 仙台市立病院屋上ヘリポート	38° 13' 54" 140° 53' 18" 54SVH90233153	23×23 (9.3t)	63m	舗装
		(4) 仙台二華高校▲	仙台市太白区根岸町15-1 仙台二華高校第2グラウンド	38° 14' 13" 140° 53' 08" 54SVH89983211	100×100	14m	砂土

【ランディングポイント一覧】

離着陸記号：×現在使用不可 ▲みやぎ（現機体）では着陸困難（テールローターの構造上砂地は着陸困難等）

地域	地区名	離着陸場名称	所在地及び施設等名称	緯度・経度・UTM	離着陸地帯 ^m (耐久重量t)	標高	接地面
⑨ 名取市	1 名取市	(1) 名取	名取市手倉田字山地内 十三塚公園 市民陸上競技場	38° 09' 33" 140° 52' 00" 54SVH88312348	150×100	30m	芝地
		(2) 高館	名取市高館熊野堂中河原地内 高館河川グラウンド	38° 12' 10" 140° 50' 15" 54SVH87232832	140×120	17m	芝地一部砂
		(3) 名取川関上地区河川 防災ステーション	名取市関上2丁目66番地 名取川関上地区河川防災ステーション	38° 10' 38" 140° 57' 11" 54SVH95892547	50×82	4m	舗装
⑩ 岩沼・ 亶理 (あぶくま) 地域	1 岩沼市	(1) 岩沼	岩沼市里の杜1丁目1-42 岩沼市陸上競技場	38° 06' 21" 140° 52' 33" 54SVH89111756	130×100	5m	芝地
		(2) 岩沼阿武隈	岩沼市押分字新田地内 阿武隈川左岸河川敷公園	38° 05' 51" 140° 52' 34" 54SVH89131662	300×90	3m	舗装
	2 亶理町	(1) 亶理運動場	亶理郡亶理町字下小路1番地1 亶理運動場 多目的運動場	38° 02' 09" 140° 51' 05" 54SVH86960980	90×90	8m	芝地
		(2) 亶理公園	亶理郡亶理町逢隈鹿島寺前南76番地 亶理公園野球場	38° 02' 31" 140° 50' 49" 54SVH86571047	90×90	23m	芝地
		(3) 荒浜防災広場	亶理郡亶理町荒浜隈崎地内 鳥の海公園（荒浜防災公園広場）	38° 02' 29" 140° 54' 57" 54SVH92611041	110×100	2m	芝地
		(4) 亶理阿武隈 (×使用不可)	亶理郡亶理町逢隈田沢字下川前地内 あぶくま公園野球場	38° 04' 43" 140° 51' 43" 54SVH87891454	120×120	8m	砂土
	3 山元町	(1) 牛橋	亶理郡山元町山寺字東泥沼170-1 楽天イーグルス牛橋公園野球場	37° 59' 03" 140° 54' 13" 54SVH91540410	110×100	1m	芝地
		(2) 磯浜漁港	亶理郡山元町坂本字浜地内 磯浜漁港	37° 54' 01" 140° 55' 49" 54SVG93869476	90×75	0.5m	舗装
		(3) 岩城ダイカスト小平工場	亶理郡山元町小平字馬場20-40 岩城ダイカスト工業株式会社小平工場	37° 58' 43" 140° 51' 31" 54SVH87590347	90×150	52m	草地
		(4) 山元グラウンド▲	亶理郡山元町高瀬字合戦原100-1 山元町民グラウンド	37° 56' 23" 140° 53' 31" 54SVG90509913	90×75	2m	砂土

【ランディングポイント一覧】

離着陸記号：×現在使用不可 ▲みやぎ（現機体）では着陸困難（テールローターの構造上砂地は着陸困難等）

地域	地区名	離着陸場名称	所在地及び施設等名称	緯度・経度・UTM	離着陸地帯 ^m (耐久重量t)	標高	接地面
① 仙 南 地 域	1 白石市	(1) 南蔵王	白石市福岡八宮不忘山国有林404林班イ小班内 白石スキー場駐車場	38° 04' 06" 140° 30' 55" 54SVH57481350	230×60	835m	舗装
		(2) 刈田病院	白石市福岡蔵本字下沖原36 公立刈田総合病院ヘリポート	38° 00' 40" 140° 36' 39" 54SVH65830711	20×17	86m	舗装
		(3) ソニー白石	白石市白鳥3丁目53-2 ソニーセミコンダクタマニュファクチャリング白石㈱白石蔵王テクノロジーセンター	38° 02' 08" 140° 38' 49" 54SVH69020979	60×40	33m	草地
		(4) 白石川緑地公園	白石市大川町字中河原地内 白石川緑地公園野球場	38° 00' 27" 140° 36' 51" 54SVH66120671	100×100	50m	芝地
		(5) トーキン白石▲	白石市旭町7丁目1-1 NECトーキン白石事業所	37° 59' 30" 140° 38' 12" 54SVH68090495	150×70	50m	砂土
	2 角田市	(1) 角田	角田市佐倉字中川原地内 阿武隈川河川敷	38° 00' 29" 140° 48' 22" 54SVH82970672	150×80	10m	草地
		(2) 角田競技場	角田市枝野青木155-31 角田市陸上競技場	37° 58' 16" 140° 48' 17" 54SVH82840262	140×100	14m	芝地
	3 柴田町	(1) 柴田	柴田郡柴田町大字船迫字外余川地内 白石川左岸河川敷	38° 03' 54" 140° 47' 08" 54SVH81181304	100×100	10m	草地
		(2) 槻木▲	柴田郡柴田町槻木字上川前202 阿武隈川運動場	38° 04' 09" 140° 48' 40" 54SVH83441351	100×100	8m	砂土
		(3) 柴田運動場▲	柴田郡柴田町上名生字明神堂26-1 柴田町総合運動場 多目的グラウンド	38° 03' 50" 140° 47' 21" 54SVH81521291	130×70	13m	砂土
	4 村田町	(1) 菅生	柴田郡村田町菅生字 スポーツランド菅生サーキットヘリポート	38° 08' 25" 140° 46' 45" 54SVH80652142	18×18	258m	舗装
		(2) 村田塩内▲	柴田郡村田町大字村田字塩内1 塩内公園グラウンド	38° 06' 59" 140° 43' 09" 54SVH75381877	130×100	32m	砂土
	5 蔵王町	(1) えぼし	刈田郡蔵王町倉石岳国有林内 えぼしスキー場駐車場	38° 07' 35" 140° 31' 50" 54SVH58851994	200×150	680m	舗装
		(2) 蔵王自然の家	刈田郡蔵王町遠刈田温泉字上の原155-1 蔵王自然の家 広場	38° 07' 24" 140° 32' 23" 54SVH59651962	80×60	491m	草地
		(3) 平沢▲	刈田郡蔵王町大字平沢内屋敷14-1 平沢コミュニティグラウンド	38° 07' 40" 140° 40' 50" 54SVH72002003	100×90	114m	舗装
		(4) 七日原▲	刈田郡蔵王町遠刈田温泉字七日原144 七日原町営グラウンド	38° 06' 20" 140° 33' 52" 54SVH61811761	100×80	390m	砂土
		(5) 白山公園▲	刈田郡蔵王町円田字森山地内 白山公園グラウンド	38° 06' 35" 140° 40' 38" 54SVH71701803	100×70	120m	砂土
		(6) 宮運動場▲	刈田郡蔵王町宮原前196 宮運動広場 蔵王向山球場	38° 03' 21" 140° 40' 09" 54SVH70971206	100×70	50m	砂土
		(7) 蔵王町総合運動公園▲	刈田郡蔵王町大字曲竹字河原前1-61 蔵王町総合運動公園多目的広場	38° 05' 06" 140° 39' 38" 54SVH70231530	100×100	94m	砂土
	6 川崎町	(1) ボートピア川崎A	柴田郡川崎町大字支倉字鳥屋沢山25-6 ボートピア川崎駐車場	38° 10' 10" 140° 40' 15" 54SVH71162466	150×100	192m	舗装
(2) ボートピア川崎B		ボートピア川崎駐車場	38° 10' 10" 140° 40' 04" 54SVH70892466	100×80	185m	舗装	
(3) ボートピア川崎C		ボートピア川崎駐車場	38° 10' 07" 140° 40' 04" 54SVH70892457	100×80	195m	舗装	
(4) 釜房公園		柴田郡川崎町大字小野字二本松53-9 みちのく杜の湖畔公園	38° 11' 01" 140° 40' 31" 54SVH71562623	150×100	151m	芝地	
(5) 川崎▲		柴田郡川崎町大字川内字北川原山92 川崎町B&G海洋センターグラウンド	38° 11' 20" 140° 38' 05" 54SVH68012683	110×100	195m	砂土	

【ランディングポイント一覧】

離着陸記号：×現在使用不可 ▲みやぎ（現機体）では着陸困難（テールローターの構造上砂地は着陸困難等）

地域	地区名	離着陸場名称	所在地及び施設等名称	緯度・経度・UTM	離着陸地帯 ^m (耐久重量t)	標高	接地面
⑪ 仙南地域	7 七ヶ宿町	(1) 七ヶ宿	刈田郡七ヶ宿町字俣の上129 七ヶ宿スキー場駐車場	37° 59' 56" 140° 21' 55" 54SVH44270588	100×70	523m	舗装
		(2) 七ヶ宿公園	刈田郡七ヶ宿町字上野8-1 七ヶ宿ダム自然休養公園グラウンド	37° 58' 53" 140° 28' 11" 54SVH53430388	150×100	298m	芝地一部砂
		(3) 南蔵王やまびこの森 (×整備中の為使用不可)	刈田郡七ヶ宿町字上の平29 南蔵王やまびこの森キャンプ場	38° 01' 37" 140° 28' 23" 54SVH53750893	90×70	505m	芝地一部砂
		(4) 七ヶ宿グラウンド▲	刈田郡七ヶ宿町字瀬見原1 七ヶ宿町民グラウンド	37° 59' 44" 140° 26' 49" 54SVH51440546	130×120	338m	砂土
	8 大河原町	(1) みやぎ県南中核病院	柴田郡大河原町字西38-1 みやぎ県南中核病院ヘリポート	38° 03' 43" 140° 44' 06" 54SVH76751272	18×18	15m	舗装
		(2) 大河原球場	柴田郡大河原町字緑町30 大河原公園野球場	38° 02' 32" 140° 43' 22" 54SVH75671057	90×90	20m	芝地一部砂
	9 丸森町	(1) 丸 森	伊具郡丸森町字花田20 丸森町民グラウンド	37° 54' 37" 140° 45' 57" 54SVG79419588	100×100	19m	芝地一部砂
		(2) 大 内▲	伊具郡丸森町大内字岩城東上1 大内山村広場	37° 51' 29" 140° 49' 15" 54SVG84239008	100×100	52m	砂土
		(3) 筆 甫▲	伊具郡丸森町筆甫字石神4 筆甫山村広場	37° 49' 30" 140° 43' 46" 54SVG76188643	90×80	306m	砂土
		(4) 大 耕 (×使用不可)	伊具郡丸森町大張川張字宿13-1 大耕農村広場	37° 56' 02" 140° 39' 53" 54SVG70539853	100×90	180m	砂土

ヘリポート適地選定要領

1 ヘリポートの条件

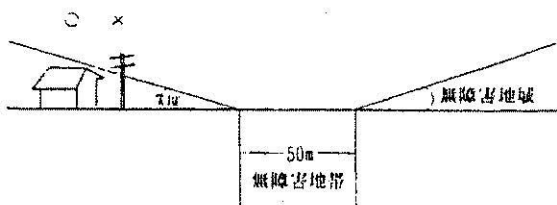
- (1) 学校、病院等に対する騒音を防止するため、これらの施設から努めて離すものとするが、やむを得ず、これらの施設内の空き地又はその近くの場所に設置する場合には、事前に当該施設管理者の了解を得ておくこと。
- (2) 林野火災及び一般災害に対処するため、補給基地に隣接するか、その近隣にあり、おおむね次の条件を満たす場所を選定すること。
 - ア ヘリコプターの不時着あるいは懸吊物の落下を考慮し、離着陸方向に人家、道路等がない場所であること。
 - イ ヘリコプターは原則として風向と正対して離陸するので、離陸する面と仰角が7度以下の部分に工作物、樹木等の障害物がない場所であること。
 - ウ 気流が安定している場所であること。
 - エ 離着陸する際に発生する砂塵を防止するため、草地在望ましいこと。
 - オ 近くに水利があること。
 - カ ヘリコプターへの燃料補給及びヘリコプターの機数を考慮した広さが必要であること。

2 補給基地の条件

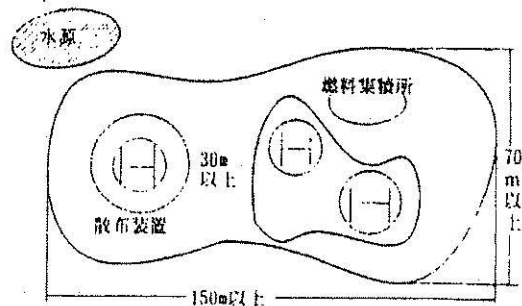
- (1) 設置場所は、災害発生現場に近く、資機材及び人員輸送等のための車両の通行ができる道路、補給作業に必要な水利を有する場所であること。
 - ア 水源は、ため池等の場合は40m²以上、流水の場合は1m³/分で40分以上取得可能であること。
 - イ 水源との位置は、小型動力ポンプで給水できる範囲内であること。
- (2) 補給基地の広さは、中型ヘリコプターで離着陸に50m×50m程度と補給作業に30m×30m程度が必要であり、かつ平坦な場所であること。

3 ヘリポートの適地概要

(1) 周囲障害の有無



(2) 地積



ヘリコプター災害対策活動計画

第1章 総 則

1 目 的

この計画は、宮城県地域防災計画〔地震災害対策編〕第3章「災害応急対策」第11節、〔津波災害対策編〕第3章「災害応急対策」第11節及び〔風水害等災害対策編〕第3章「災害応急対策」第13節の「ヘリコプターの活動」に定める活動体制について、宮城県内に大規模災害等が発生し、又は発生するおそれがあり、多数のヘリコプターが災害対策活動等に従事する必要が認められる場合において、これらのヘリコプターの効果的な活動及び運用ができる体制を確保するため、必要な事項を定めることを目的とする。

2 用語の定義

この計画において、使用される用語の定義は次の各号に定めるところによる。

- (1) 事務局とは、宮城県ヘリコプター運用調整会議（以下「運用調整会議」という。）の庶務を担当する宮城県復興・危機管理部消防課をいう。
- (2) 参画機関とは、運用調整会議に参画する機関をいう。
- (3) 大規模災害等とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象による多数の人的・物的被害が発生した災害又は大規模な火事若しくは爆発、放射性物質の大量放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他大規模な事故をいう。
- (4) 被災市町村等とは、大規模災害等が発生した市町村及び消防本部をいう。
- (5) 参画ヘリとは、参画機関が保有するヘリコプター及び当該参画機関への応援等機関が保有するヘリコプターで、参画機関が調整可能なヘリコプターをいう。
- (6) 調整ヘリとは、参画ヘリのうち、第4章で定める運用調整班の調整が可能なヘリコプターをいう。

第2章 ヘリコプターの災害対策活動等

1 ヘリコプター活動

災害対策活動に参画するヘリコプターは、ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合において、次のような活動を行う。

- (1) 情報収集活動
 - ① 被災直後の被害状況の把握と伝達
 - ② 地上部隊の活動支援のための情報提供
- (2) 救出・救助活動（搜索を含む。）
- (3) 搬送活動
 - ① 救急患者等の搬送（転院搬送を含む。）
 - ② 救援隊・医師等の人員搬送
 - ③ 被災地への救援物資の搬送（医薬品等を含む。）
 - ④ 応急復旧用資機材等の搬送
 - ⑤ 孤立地域からの被災者の搬送
- (4) 広報活動

① 避難勧告等の広報（避難誘導を含む。）

② 民心安定のための広報

(5) その他の活動

① 林野火災等の空中消火

② その他ヘリコプターにより対応すべき活動

2 地上活動

参画機関は、ヘリコプター活動を支えるため、相互に連携して次のような地上支援活動を行う。

(1) ヘリコプターの着陸等の誘導

(2) ヘリコプターの場外離着陸場の整備

(3) ヘリコプターの安全な活動のための情報提供

(4) ヘリコプターの燃料補給

(5) その他必要な活動

3 災害対策活動が可能なヘリコプター調査

(1) 事務局は、初動時の体制の構築のため、参画機関が保有するヘリコプターのうち、災害対策活動が可能なヘリコプターの種類、装備、数量、耐空検査予定期間その他ヘリコプターの総合的な活動調整に必要な事項について、毎年度調査するものとする。（資料編 様式1）

(2) 参画機関は、前号の調査があったときは、情報提供できる範囲内で、回答するものとする。

(3) 事務局は、前号の調査結果を取りまとめ、それぞれの参画機関から事前に他の参画機関に情報提供することが可能である旨の回答を得た部分について、他の参画機関に情報提供するものとする。

第3章 初動時の情報収集体制

1 自主的な情報収集活動

参画機関は、自主的に災害情報を収集するときは、次の情報等を把握するよう努めるものとする。

情報把握項目	<p>1. ヘリコプターの飛行経路</p> <p>2. 沿岸部の飛行にあつては、津波の発生の有無及び被害の状況</p> <p>3. 被害が甚大な地域</p> <p>4. 道路、鉄道、河川、橋、港湾の状況</p>
--------	---

2 自主的な情報収集活動に基づき収集した情報の提供要求

(1) 事務局は、発生した災害が大規模災害等に該当するおそれがあると認めるときは、参画機関に対し、前項の情報を求めるものとする。

(2) 参画機関は、前号の求めがあったときは、収集した情報で提供可能なものについて、提供するものとする。（資料編 様式2（参考様式））

3 被害状況の取りまとめ及び情報提供

(1) 事務局は、前項で報告された情報の取りまとめを行い、当該情報を参画機関及び宮城県災害対策本部（以

下「県災対本部」という。)に提供するものとする。

(2) 前号の情報提供に係る連絡体制は、別図のとおりとする。(資料編 図1)

第4章 ヘリコプターの運用調整

1 ヘリコプター運用調整班の設置

宮城県内で大規模災害等が発生し、多数のヘリコプターが災害対策活動に従事することから、ヘリコプターの安全かつ効率的な運用調整を行うため、宮城県復興・危機管理部危機管理監が必要と認めるときは、その求めにより消防課長がヘリコプター運用調整班（以下「運用調整班」という。）を設置するものとする。

なお、運用調整班は原則的に県庁災害対策本部に設置するものとするが、災害の規模、発生場所により必要があると認められた場合は、現地災害対策本部その他の場所に設置することができる。

2 職員の派遣要請等

事務局は運用調整班が設置されたときは、当該災害対策に必要な参画機関に対し、職員の派遣を要請することとし、参画機関はその要請に基づき、自らの活動に支障を生じない範囲において、職員を派遣するものとする。

(1) 派遣要請の通知

事務局からの派遣要請は、電話又はFAX等により、その旨を通知するものとする。(資料編様式3) なお、当該要請の通知を自衛隊に行うにあたっては、自衛隊法に基づき、災害派遣要請が行われていることを前提とする。

(2) 職員派遣の報告

① 各構成員派遣機関は、前号の通知を受けたときは、速やかに職員の派遣の可否について、事務局に対し電話又はFAX等により回答するとともに、派遣可能と回答したときは、速やかに職員を派遣するものとする。(資料編 様式4)

② ①において、職員を派遣できない旨の回答をした構成員派遣機関が、職員の派遣が可能となったときは、前号の方法により事務局に連絡するとともに、速やかに職員を派遣するものとする。

③ 事務局は、②の回答内容を速やかに危機管理監等に報告するものとする。

(3) 運用調整班の構成員等

参画機関が運用調整班の構成員として職員を派遣する場合は、原則として下表のとおりとし、各区分機関で、どの参画機関から職員を派遣するかを定めておくものとする。ただし、各参画機関が必要に応じて連絡担当者として職員を追加派遣することを妨げない。

区分機関	参画機関	人数
陸上自衛隊東北方面総監部		1名
陸上自衛隊東北航空隊	東北方面航空隊本部第三科	1名
	東北方面ヘリコプター隊	
	東北方面管制気象隊	
陸上自衛隊第六師団	第六師団司令部第三部	1名
	第六飛行隊	
航空自衛隊松島基地	第四航空団	2名
	航空救難団松島救難隊	
	航空保安管制群松島管制隊	
国土交通省東北地方整備局		1名
国土交通省仙台空港事務所		1名
第二管区海上保安本部	警備救難部環境防災課	1名
	仙台航空基地	
仙台市消防局	警防部警防課	1名
	警防部消防航空隊	
宮城県警察本部	地域部地域課	1名
	警備部警備課災害対策室	
	宮城県警察航空隊	
宮城県保健福祉部医療政策課		1名
宮城県復興・危機管理部消防課		1名
宮城県防災ヘリコプター管理事務所	宮城県防災航空隊	1名

(4) 連絡体制

運用調整班設置に係る事務局及び参画機関間の連絡体制は、情報提供に係る連絡体制を準用する。(資料編 図1)

3 運用調整班の責任者

運用調整班の責任者として班長を置き、宮城県防災ヘリコプター管理事務所長（以下「所長」という。）を充てる。ただし、所長に事故あるときは、あらかじめ所長が指名した職員があたるものとする。

4 ヘリコプターの運用調整

(1) 運用調整班による運用調整に対する参画機関の基本的事項

- ① 参画機関は、本項及び次項に定める調査事項及び報告事項について、速やかに回答又は報告するものとする。
- ② 参画機関は、運用調整により決定し、要請された活動を速やかに実施するものとする。

(2) 運用調整班の業務

運用調整班は、ヘリコプターによる災害対策活動及び別に定めるヘリコプター安全運航確保計画の円滑な実施のため、必要な業務を行う。

① 参画可能等調査

イ 運用調整班は、設置後速やかに、参画機関に対し次の事項について調査するものとする。(資料編 様式5)

- 1) 運用調整班の調整による災害対策活動等への参画の可否
- 2) 調整ヘリの種類、装備、数量、その他ヘリコプターの総合的な活動調整に必要な事項

ロ 参画機関は、前号の調査があったときは、情報提供できる範囲内で、回答するものとする。

ハ 事務局は、前号の調査結果を取りまとめ、それぞれの参画機関から事前に他の参画機関に情報提供することが可能である旨の回答を得た部分について、他の参画機関に情報提供するものとする。

ニ 運用調整班は、必要に応じ、被災市町村等に対し、ヘリコプターによる災害対策活動等の必要の有無を調査するものとする。

② ヘリコプターによる災害活動の運用調整に関する事項

- イ 調整ヘリの業務配置（市町村等への配備を含む。）
- ロ 調整ヘリの活動拠点、集結場所及び離着陸場適地の調整
- ハ 調整ヘリの燃料補給体制の調整
- ニ 参画ヘリの活動に必要な地上活動の支援の調整
- ホ サイレントタイム実施の検討
- ヘ その他ヘリコプターの災害対策活動計画の実践等に必要な事項

③ ヘリコプターの安全運航に関する事項

- イ 安全運航確保のための航空交通情報の発出の検討
- ロ 航空交通情報の提供エリアの検討
- ハ 航空交通情報の提供方法の検討
- ニ ノータム発出の検討
- ホ その他ヘリコプター安全運航確保計画の実践等に必要な事項

④ ヘリコプターの災害対策活動等に関連する情報収集及び提供

⑤ その他ヘリコプター等の効率的な運用及び安全の確保のため必要な事項に関すること

5 ヘリコプターの活動報告及び情報提供

各参画機関は、ヘリコプターの災害対策活動等に関する情報の収集及び提供を円滑に実施し、情報の共有化を図るため、以下の事項について、運用調整班に報告するものとし、運用調整班はその結果を必要に応じて各参画機関に提供するものとする。

ただし、他の方法により情報の共有化を図ることができる場合は、この限りでない。

(1) 逐次報告（資料編 様式6）

- ① 調整ヘリの活動結果
- ② 調整ヘリを除く参画ヘリの活動状況

(2) 日次報告

- ① 当日の地上支援活動概要（資料編 様式7）
- ② 当日の参画ヘリの活動結果（資料編 様式7-1）
- ③ 翌日の参画ヘリの活動予定（資料編 様式7-2）

6 運用調整の終了

(1) 運用調整の終了の具申

運用調整班の班長は、災害の推移等により、ヘリコプターの災害対策活動及び安全運航確保活動の調整を要しないと認めたときは、災害対策本部長等に運用調整班による調整の終了及び運用調整班の解散を具申するものとする。

(2) 運用調整班の解散

運用調整班の班長は、災害対策本部長等から運用調整班の解散の指示があったときは、運用調整班の構成員に伝達するとともに、参画機関に電話又はFAX等により連絡するものとする。(資料編 様式8)

第5章 その他

1 要請時における確認事項

ヘリコプターによる災害対策活動の要請を受ける場合、飛行日時、目的及び内容等を災害関係ヘリコプター運航依頼票により確認する。(資料編 様式9)

2 ヘリコプターの離着陸の場所

ヘリコプターの離着陸の場所は、原則として別表の場所を使用する。(資料編 表1)ただし、ヘリコプターによる災害対策活動を実施する参画機関が離着陸の安全が確保されていると認めた場合は、当該場所以外の場所を使用することができる。

3 通信連絡体制等

通信連絡体制は、原則として次により行うものとする。

(1) 県災対本部、運用調整班及び関係機関間

消防防災無線、防災行政無線、地球衛星通信ネットワークその他の無線、携帯電話又は有線回線による。

(2) 飛行援助通信、航空機相互間通信、運航管理用通信航空無線による。

4 災害対策活動計画フロー図

災害対策活動計画における事務フロー図は、別表のとおりとする。(資料編 図2)

附 則

この計画は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この計画は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この計画は、平成22年1月15日から施行する。

附 則

この計画は、平成25年12月16日から施行する。

ヘリコプター安全運航確保計画

第1章 総則

1 目的

この計画は、宮城県内に大規模災害等が発生し又は発生するおそれがあり（以下「大規模災害等が発生した場合等」という。）、多数のヘリコプターが災害対策活動等に従事する必要がある場合等において、ヘリコプターの安全な運航を確保することを目的とする。

2 適用

この計画は、宮城県内に大規模災害等が発生した場合等において、当該地域を飛行する参画ヘリに適用するものとし、その他の航空機運航者及び報道機関に対しては協力を求めるものとする。

3 用語の定義

この計画において使用される用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「大規模災害等」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象による多数の人的・物的被害が発生した災害又は大規模な火事若しくは爆発、放射性物質の大量放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他大規模な事故をいう。
- (2) 「事務局」とは、宮城県ヘリコプター運用調整会議(以下「運用調整会議」という。)の庶務を担当する宮城県復興・危機管理部消防課をいう。
- (3) 「参画機関」とは、運用調整会議に参画する機関をいう。
- (4) 「関係機関」とは、参画機関及び協力を求めるその他の航空機運航者をいう。
- (5) 「参画ヘリ」とは、参画機関が保有するヘリコプター及び当該参画機関への応援等機関が保有するヘリコプターで、参画機関が調整可能なヘリコプターをいう。
- (6) 「運用調整班」とは、災害対策活動に従事するヘリコプターの効率的な運用及び参画機関の連携を図るため、宮城県災害対策本部内に設置されるヘリコプター運用調整班をいう。
- (7) 「主要飛行経路」とは、関係機関のヘリコプターが災害対策活動等を行う地域間の移動に推奨する飛行経路をいう。
- (8) 「注意喚起ノータム」とは、災害時における救援航空機等の安全対策マニュアル（平成8年1月26日付け空航第35号、空保第5号）(以下「安全対策マニュアル」という。)に基づき、航空機の輻輳が予測される場合に、一定の空域における飛行の注意喚起のため発行する航空情報（ノータム）をいう。
- (9) 「航空交通情報提供ノータム」とは、安全対策マニュアルに基づき、一定の空域において航空機の輻輳により救援活動に支障がある場合、当該空域を飛行する航空機に対して航空交通情報の聴取を推奨するために発行する航空情報（ノータム）をいう。

第2章 初動期の安全運航確保

1 主要飛行経路等の設定

大規模災害等が発生した場合等における初動期のヘリコプターの安全運航を確保するため、主要飛行経路及び同経路における飛行方法等（進入・離脱経路、進入離脱点、位置通報点）を「主要飛行経路等図」（別紙1）のとおり定める。

2 参画ヘリの飛行

参画ヘリは、大規模災害等が発生した場合等は「主要飛行経路等図」の定めにより飛行するものとし、その飛行要領は本計画第4章第2(1)の定めるところによる。

3 注意喚起ノータムの発行

- (1) 参画機関は、大規模災害等が発生した場合等において、航空機の安全運航のため必要と認めるときは、仙台空港事務所に対し、注意喚起ノータムの発行のための手続きを要請することができる。
- (2) 仙台空港事務所は、参画機関の要請を受け又は必要と認めるときは、自ら注意喚起ノータムの発行を航空情報センターに依頼する。
- (3) 仙台空港事務所は、依頼した注意喚起ノータムが発行されたことを確認したときは、速やかに事務局に通知する。
- (4) 事務局は、前号の通知があったときは、その他の航空機運航者及び報道機関に対し、主要飛行経路等図を送付し、本計画第4章第2(1)に定める飛行の実施について、協力を要請するものとする。

第3章 安全運航対策の実施

1 安全運航対策に関する基本的事項

運用調整班は、ヘリコプターの災害対策活動等の状況等について情報収集し、ヘリコプターの安全運航に関する対策（以下「安全運航対策」という。）を講ずる必要性の有無を随時検討し、実施するものとする。

2 運用調整班に関する事項の準用

運用調整班及び班の業務に関する事項については、本計画に特に定めのある場合を除き、「ヘリコプター災害対策活動計画」第4章の規定を準用する。

3 安全運航対策に係る運用調整班の業務

(1) 主要飛行経路等図の見直し

運用調整班は、必要に応じ主要飛行経路等図の見直しについて検討し、主要飛行経路等図を修正したときは、速やかに関係機関及び報道機関に通知する。

(2) 航空情報の提供

運用調整班において提供を検討する航空情報の種類は次のとおりとする。

ア ノータム

1) 注意喚起ノータム

ノータムの内容には、一定空域での一定期間の注意喚起及び主要飛行経路等の周知を含む。

2) 航空交通情報提供ノータム

イ 局地航空情報

1) 局地航空情報として提供する航空情報は、気象情報、他機に関する交通情報、離着陸に関する助言等とする。

2) 局地航空情報の提供の範囲（以下「局地情報提供エリア」という。）は、被災状況又はヘリコプター活動状況等に応じ、運用調整班で定める。

3) 局地航空情報を提供する場所は、その提供の範囲を考慮の上、運用調整班で定めるものとし、その実施機関（以下「局地情報提供所」という。）は参画機関の中から運用調整班で調整する。

4) 2)及び3)の定めは、個々の参画機関が自己の必要により局地航空情報を提供することを妨げないものとする。

(3) ヘリコプター安全運航対策実施要領の策定等

ア 運用調整班は、安全運航対策の実施(変更を含む。)を講じる必要が生じた場合に、ヘリコプター安全運航対策実施(変更)要領（以下「安全対策実施要領」という。）(別紙2)を策定する。

イ 運用調整班は、参画機関に安全対策実施要領の策定の協力を要請することができる。

(4) 参画ヘリの飛行の調整

運用調整班は、ヘリコプターの安全な災害対策活動の実施のため必要があると認めるときは、参画ヘリの飛行に関する調整を実施するものとする。

(5) 安全対策実施要領の実施

ア ノータムの発行要請等

- 1) 運用調整班は、災害対策活動ヘリコプターの安全運航のため必要と認めたときは、仙台空港事務所に注意喚起ノータム発行のための手続きを要請できるものとする。
- 2) 運用調整班は、局地航空情報の提供を決定したときは、仙台空港事務所に航空交通情報提供ノータムの発行のための手続きを要請できるものとする。
- 3) 仙台空港事務所は、1)の要請を受け、当該ノータムの発行を航空情報センターに依頼する。また、2)の要請を受けたときは、直ちに航空局担当課にその旨連絡する。
- 4) 仙台空港事務所は、依頼したノータムが発行されたことを確認したときは、速やかに運用調整班に連絡するものとする。

イ 安全対策実施要領の通知等

運用調整班は、安全対策実施要領を策定したときは、速やかに参画機関に連絡するとともに、その他の航空機運航者及び報道機関に情報提供し、協力を求めるものとする。

ウ 管制機関又は局地情報提供所における協力要請

1) 管制機関における協力要請

管制機関は、主要飛行経路等図が通知された場合は、参画ヘリ以外のヘリコプターにこれに従うよう協力を要請する。

2) 局地情報提供所における協力要請

局地情報提供所は、局地情報提供エリア内において以下の状況が認められる場合は、参画ヘリ以外のヘリコプターに当該エリアへの進入禁止又は退去について協力を要請する。

ア) 局地情報提供所が必要と認めるとき。

イ) 局地情報提供エリア内の災害活動ヘリコプターからの要請があったとき。

(6) 参画機関が独自に実施する局地航空情報の提供

ア) 独自に局地航空情報を提供しようとする（単発的又は一時的なものを除く。）参画機関は、事前に局地情報提供エリア、局地航空情報を提供する場所、提供の期間等を運用調整班に通知しなければならない。

イ) ア)により提供された局地航空情報は、運用調整班の決定による局地情報提供に準じた事務処理を行う。

(7) 安全対策実施要領の変更及び廃止

運用調整班は、安全対策実施要領を変更又は廃止したときは、関係機関及び報道機関に通知する。

4 安全対策実施要領に対する参画機関の基本方針

参画ヘリは、安全対策実施要領の通知があったときは、第4章に定めるヘリコプター飛行等要領に基づき活動するものとする。

5 情報連絡体制等

(1) 参画機関

参画機関への情報連絡体制は別紙3のとおりとする。

(2) その他の航空機運航者及び報道機関

その他の航空機運航者及び報道機関は別紙4のとおりとし、情報提供及び協力要請は次のとおりとする。

ア 事務局は、本計画を策定（修正を含む。）したときは、文書で通知し、協力を要請するものとする。

イ 大規模災害等が発生した場合等における情報提供及び協力要請は、電話又はFAXにより行う。

第4章 ヘリコプター飛行等要領

1 管制機関等との交信方法

安全対策実施要領の通知があったときは、災害対策活動等に従事するヘリコプターが管制機関等と交信する場合は、呼出符号の後にその業務に対応した次の単語を通報するものとする。

[例] MIYAGI Tower,JA04FD,Rescue

(ミヤギタワー、ジュリエット アルファ 04 フォックスロット デルタ、レスキュー)

Rescue	救助・救急（医師搬送を含む）
Search	捜索
Fire Fighting	消火
Transporter	物資輸送及び救急以外の人員搬送
Public	広報
Observation	情報収集

[注] 上記以外の活動は、単語を通報しない。

2 ヘリコプターの飛行

(1) 主要飛行経路内の飛行

- ア 主要飛行経路は右側通行とし、定められた高度区分に従い飛行する。
- イ 可能な限り位置通報点において、管制機関に対し位置通報を行う。
- ウ 主要飛行経路の交点においては、交点を中心に左旋回により方向を変換し、変換後、必要に応じ高度処理を実施する。
- エ 管制圏を通過する際は、当該管制機関と通信設定を行い、その指示に従うものとする。
- オ 主要飛行経路を同高度で横切らない。

(2) 進入管制区における飛行

仙台及び松島進入管制区を飛行するヘリコプターは、次により飛行するものとする。

- ア 進入管制区内の周波数を常時聴取するものとする。
- イ 管制機関からの交通情報は、航空管制官の業務量の許す範囲内で提供されることに留意する。
- ウ 着陸灯又はストロボライトを点灯する。
- エ 主要飛行経路等図が災害対策本部から又はノータム等で通知された場合は、これに従い、前号に定める「主要飛行経路内の飛行」により飛行する。

(3) 局地情報提供エリアの飛行

局地情報提供エリアを飛行するヘリコプターは、次により飛行するものとする。

- ア 局地情報提供エリアへ進入する際は、局地情報提供所の許可を得る。
- イ 局地情報提供エリアでは、局地情報提供所との通信設定を保つ。
- ウ 着陸灯又はストロボライトを点灯する。
- エ 局地情報提供所からエリア外への退去の要請があった場合は、エリアから離脱する。
- オ 局地情報提供エリアから離脱する際は、その旨を局地情報提供所に通報した後、周波数を変更する。

(4) 離着陸要領

着陸するために降下する場合は、風の正対成分で東向き(E)か、西向き(W)かを決定し、無線で一方送信しながら降下し、安全に着陸できると判断する時点から風に正対して着陸する。離陸する場合は、その逆とする。

付 則

この計画は、平成21年4月1日から施行する。

様式 4

燃料調整シート

燃料要請通し番号	
----------	--

<本件問い合わせ先(担当課)>

	石油精製備蓄課	03-3501-xxxx
	石油流通課	03-3501-yyyy

1. 処理状況

日時	内容	所属	担当者
	要請発生	(被災地自治体→) 内閣府	
	要請受領	(内閣府→) 資源エネルギー庁	
	要請発信	資源エネルギー庁 (→石油連盟/全石連)	
	要請受領・仕分開始①	石油連盟(対元売)/全石連(黒石、石商、役員等)	
	要請受領・仕分開始②	都道府県石商	
	要請受領・仕分開始③	石商	
	要請仕分報告	石油連盟/全石連 (→資工庁)	
	運送事業者報告	石油連盟/全石連 (→資工庁)	

2. 要請元・納入先・清算情報

発注・要請元	名称			
	担当者名		電話番号	
納入先施設等	名称		施設番号※	
	住所			
	燃料担当者名		電話番号	
	携帯電話			
	平時納入業者名		電話番号	
燃料供給費用支払予定者	組織名(請求書宛名)		担当者部署・氏名	

3. 要請内容

品目	数量(kl)	荷姿	タンク形態	タンク容量	必要ホース長(m)	給油口規格		
						口径	名称	形式
ガソリン								
ジェット								
灯油								
軽油								
A重油()								
その他()								
(備考)								

4. 配送手配状況

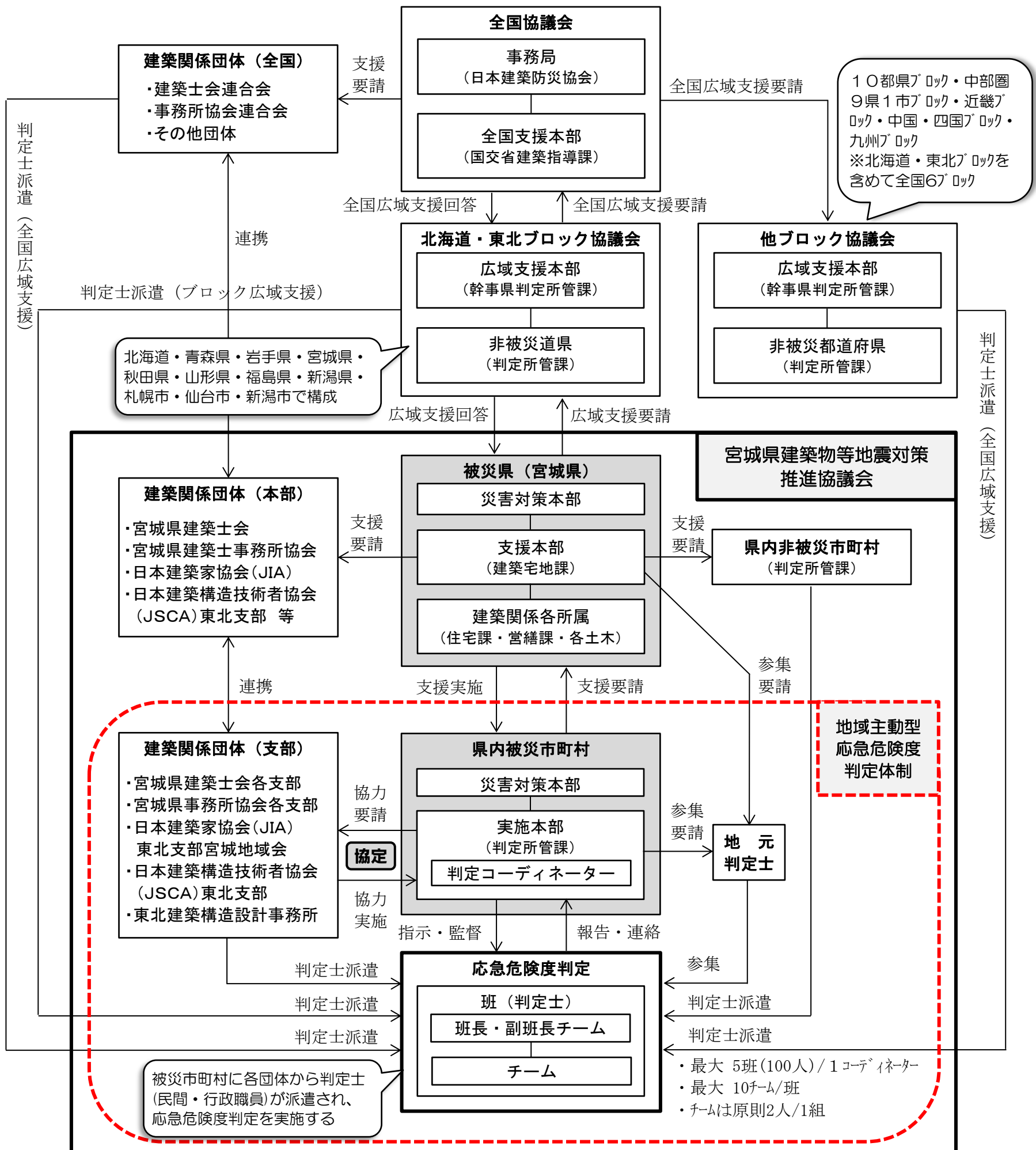
燃料提供者 (元売)	事業者名	
	支店/部署名	
燃料提供者 (特約店・販売店)	事業者名	
	支店/部署名	
輸送事業者	事業者名	
配送車輛・予定	車番	
	ドライバー名	
	出荷予定	到着予定
	出荷基地	

宮城県内火葬場施設一覧表

(令和5年4月1日現在)

番号	所轄 保健所	名称	経営者	所在地	火葬 炉数	処理 能力 (体)／日	燃料	電話番号	建設 年度
1	仙南	仙南地域広域行政事務組合白石斎苑	仙南地域広域行政事務組合	白石市鷹巣字石倉9-3	3	8	灯油	0224(25)2140	令和元
2		仙南地域広域行政事務組合あぶくま斎苑		丸森町館矢間松掛字上63-1	4	9	灯油	0224(72)6696	平成10
3		仙南地域広域行政事務組合七ヶ宿斎苑		七ヶ宿町字横目山37	1	2	灯油	0224(52)2870	昭和46
4		仙南地域広域行政事務組合柴田斎苑		村田町大字沼辺字粕沢25	4	10	灯油	0224(52)3624	平成31
5		仙南地域広域行政事務組合川崎斎苑		川崎町大字前川字龍雲寺1	1	2	灯油	0224(52)2870	昭和41
6	塩釜	塩釜地区りふ斎苑	塩釜地区消防事務組合	利府町森郷字名古曾87-20	8	14	灯油	022(353)7571	令和3
7	(岩沼支所)	名取市斎場	名取市	名取市小塚原字新鍋島159-2	4	6	灯油	022(385)1431	平成7
8		岩沼市斎場	岩沼市	岩沼市早股字新寺前71-1	3	4	灯油	0223(22)4115	平成30
9		亘理葬祭場	亘理地区行政事務組合	亘理町字龍円寺前134	3	6	A重油	0223(34)4089	昭和50
10	(黒川支所)	黒川浄斎場	黒川地域行政事務組合	大和町吉田字西風105	3	5	灯油	022(345)5530	昭和59
11	大崎	大崎広域古川斎場	大崎地域広域行政事務組合	大崎市古川小野字新田45-1	4	7	灯油	0229(28)2811	昭和57
12		大崎広域加美斎場		加美町下多田川字熊野3	3	7	灯油	0229(63)5742	平成5
13		大崎広域松山斎場		大崎市松山千石字弁慶坂26	2	4	灯油	0229(55)2928	昭和56
14		大崎広域玉造斎場		大崎市鳴子温泉字末沢28-1	2	3	灯油	0229(83)3779	平成7
15		大崎広域涌谷斎場		涌谷町涌谷字雉子林25-4	2	4	灯油	0229(43)3977	平成2
16	栗原	くりはら斎苑	栗原市	栗原市築館字荒田沢41	4	6	灯油	0228(22)4121	平成13
17	登米	登米市斎場	登米市	登米市迫町佐沼字沼向62	4	8	灯油	0220(22)4040	平成20
18	石巻	石巻市石巻斎場	石巻市	石巻市南境字大衡山43	5	9	灯油	0225(96)4850	平成2
19		石巻市雄勝斎場		石巻市雄勝町雄勝字寺79-1	1	2	灯油	0225(57)2981	昭和52
20		石巻市牡鹿斎場		石巻市鮎川浜字寺前2-5	1	2	灯油	0225(45)2964	昭和56
21		東松島市火葬場	東松島市	東松島市大塩字引沢17-1	2	4	灯油	0225(82)6959	平成30
22		女川町火葬場	女川町	女川町浦宿浜字石ノ田112-4	2	4	灯油	0225(54)2735	平成3
23	気仙沼	気仙沼市斎場	気仙沼市	気仙沼市大峠山1-27	3	6	灯油	0226(22)6824	昭和54
24		気仙沼市唐桑斎場		気仙沼市唐桑町只越367-2	1	3	灯油	0226(32)2823	平成4
25		気仙沼市本吉斎場		気仙沼市本吉町津谷松尾119	1	2	灯油	0226(42)2648	昭和63
26		南さんりく斎苑	南三陸町	南三陸町志津川字下保呂毛14-1	2	4	灯油	0226(46)2605	平成19
27	仙台市	仙台市葛岡斎場	仙台市	仙台市青葉区郷六字葛岡10	20	48	ガス	022(226)2141	平成13
合計					93	189			

宮城県被災建築物応急危険度判定実施体制図



- 宮城県建築物等地震対策推進協議会は、県・市町村・民間建築団体・学識経験者等で構成されます。
- 判定実施体制は、被災状況等により異なる場合があります。

【応急危険度判定の実施(支援)体制】について

応急危険度判定は、被災市町村が主体となって実施しますが、判定実施規模等に応じて段階的な支援体制が整備されています。

- ①建築団体(支部)による支援(地域主動型体制)
地域の建築団体(支部)により、地元判定士の参集等の支援が実施されます。
- ②県による支援(県内支援)
地域主動型体制で判定士が足りない場合等は、市町村が県に支援を要請し、県内支援が実施されます。
- ③北海道・東北被災建築物応急危険度判定協議会による広域支援(ブロック広域支援)
県内支援で判定士が足りない場合等は、県がブロック幹事県に支援を要請し、ブロック支援が実施されます。
- ④全国被災建築物応急危険度判定協議会による支援(全国広域支援)
ブロック支援で足りない場合等は、ブロック幹事県が全国協議会に支援を要請し、全国広域支援が実施されます。

※市町村から県への支援要請内容により、県が②～④の支援規模を判断し、県を窓口として支援が実施されます。

※判定士の派遣は、原則全国協議会で実施するものであり、それ以外の枠組み(全国知事会等)による支援は、主に実施本部業務等への支援となります。

NTT東日本宮城事業部 災害対策機器等

(2023年12月現在)

施設の名称	単位	数量	備考
TZ-403D形 デジタル無線装置 (基地局)	台	2	仙台配備
TZ-403D形 デジタル無線装置 (端末局)	台	4	仙台配備
新11P可搬型デジタル無線装置	対向	6	仙台配備
BB救済無線装置 (WIFI)	対向	5	仙台配備
ポータブル衛星通信装置	台	4	仙台・石巻・古川・仙南配備
移動電源車 2000KVA	台	2	仙台配備
移動電源車 1000KVA	台	2	仙台・古川配備
移動電源車 500KVA	台	1	仙台配備
移動電源車 150KVA	台	4	仙台・石巻・古川配備
移動電源車 30KVA	台	2	仙台配備

【参考】災害時用公衆電話(特設公衆電話) 設置台数(事前配備)

(2023年9月現在)

自治体	単位	数量	備考
<35市町村> 石巻市、気仙沼市、東松島市、南三陸町、名取市、白石市、仙台市、蔵王町、加美町、丸森町、七ヶ宿町、大河原町、女川町、柴田町、塩竈市、山元町、利府町、松島町、村田町、角田市、大崎市、七ヶ浜町、色麻町、川崎町、大衡村、富谷市、岩沼市、栗原市、大郷町、涌谷町、亶理町、美里町、登米市、多賀城市、大和町	台	2,816	設置場所は各自治体避難所等

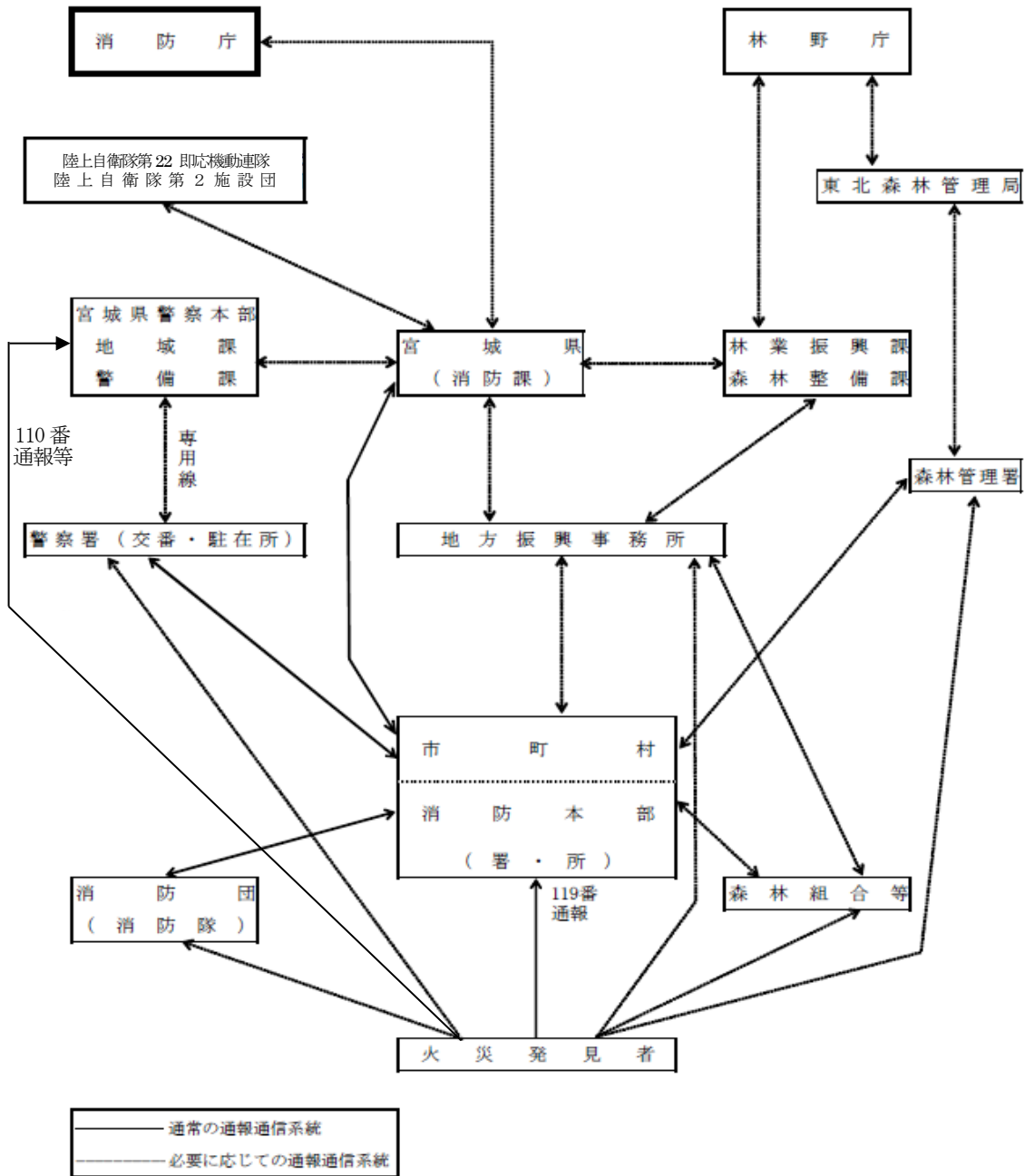
設置場所詳細については、NTT東日本の公式ホームページを参照。

<https://www.ntt-east.co.jp/cgi-bin/ptd/tokusetsu.cgi>

災害ボランティアセンターに係る関係機関等の役割(災害時)

機 関 名		役 割
		災 害 時
市 町 村 災害ボラ ンティア センター	市町村社協	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村災害ボランティアセンターの設置 ・被災者ニーズの把握 ・災害ボランティアの登録及びボランティア活動保険の加入手続き ・災害ボランティアの募集、受付及び配置 ・災害ボランティア活動機具の貸し出し ・災害ボランティア情報の発信 ・県災害ボランティアセンターとの連絡・調整
	市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村災害ボランティアセンターの設置・運営に対する支援 ・市町村災害ボランティアセンターに対する被災状況の情報提供
県 災 害 ボランテ ィアセン ター	県社協	<ul style="list-style-type: none"> 県災害ボランティアセンターの設置 ・市町村災害ボランティアセンターの体制整備の支援及び連絡・調整 ・災害ボランティア活動の全体調整 ・全社協、他都道府県社協、日赤県支部、NPO及びボランティア団体等に対する 応援要請 ・県内市町村社協への応援要請 ・災害ボランティアコーディネーターの派遣・調整 ・災害ボランティア情報の発信 ・災害ボランティアの登録及びボランティア活動保険の加入手続き
	県	<ul style="list-style-type: none"> ・県災害ボランティアセンターの設置・運営に対する支援 ・県及び市町村災害ボランティアセンターへの職員の派遣 ・県災害ボランティアセンターへの被災状況の情報提供 ・災害ボランティア情報の県ホームページへの登載

通報通信系統図 (林野火災)

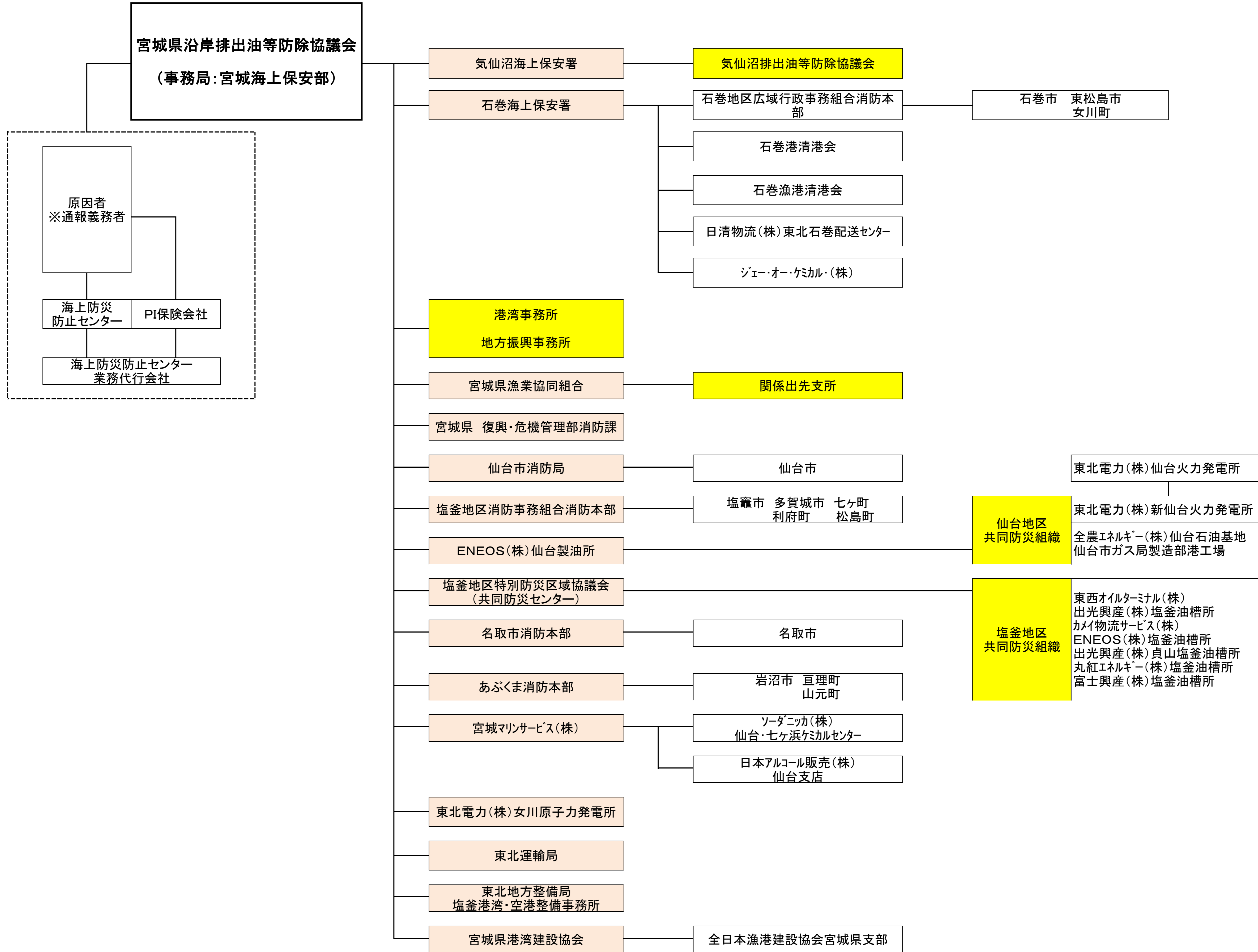


沿岸部排出油防除資機材備蓄状況

(令和5年9月1日現在)

港湾名	防除資機材等	消防艇 (隻)	巡視船艇 (隻)	油回収船 (隻)	オイルフェンス 展張船 (隻)	その他の 船舶(隻)	油処理剤 (リットル)	油吸着剤 (kg)	オイルフェンス (m)
	保有機関名								
仙台	仙台市消防局								
	港湾管理者						18	276	1,500
	宮城県消防課						13,140	3,660	2,300
	その他 (仙台地区共防運協)				1				1,080
塩釜	塩釜地区消防本部	1							
	(県委託)							770	
	宮城海上保安部 (石巻、気仙沼保安署含む)		7				5,958	434	300
	港湾管理者					1	180	279	780
	その他 (塩釜地区共防運協)				1				540
石巻	石巻地区消防本部							418	
	(県委託)							240	
	港湾管理者					1	1,500	100	1,100
女川	石巻地区消防本部							17	
	(県委託)								
気仙沼	気仙沼・本吉地域消防本部								
	(県委託)							306	140
	港湾管理者							608	240
計		1	7	0	2	2	20,796	7,108	7,980

宮城県沿岸排出油等防除協議会 連絡系統図



※1 情報入手後、事務局がFAXにて一斉送信し、情報共有を図る。FAXに合せ電話連絡による情報共有も行う。
 ※2 電話連絡の際、連絡先が不通であれば、次の連絡先に電話連絡する。

宮城県沿岸排出油等防除協議会会員名簿

令和5年3月現在

機関、団体又は企業名	代表者職名	担当者(委員)職名等	所在地
東北運輸局	総務部長	安全防災・ 危機管理調整官	〒983-8537 仙台市宮城野区鉄砲町1
東北地方整備局 塩釜港湾・空港整備事務所	所長	保全課長	〒985-0843 多賀城市明月1-4-6
宮城海上保安部	部長(会長)	警備救難課長	〒985-0011 塩釜市貞山通3-4-1
宮城県	知事	復興・危機管理部 消防課長	〒980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1
仙台市	市長	危機管理局 危機対策課長	〒980-8671 仙台市青葉区国分町3-7-1
石巻市	市長	生活環境部 環境課長	〒986-8501 石巻市穀町14-1
塩竈市	市長	市民総務部 市民安全課長	〒985-8501 塩釜市旭町1-1
気仙沼市	市長	総務部 危機管理課長	〒988-8501 気仙沼市八日町1-1-1
名取市	市長	総務部 防災安全課長	〒981-1292 名取市増田字柳田80
多賀城市	市長	総務部 交通防災課長	〒985-8531 多賀城市中央2-1-1
岩沼市	市長	総務部 防災課長	〒989-2480 岩沼市桜1-6-20
東松島市	市長	市民生活課長	〒981-0503 東松島市矢本字上河戸36-1
亶理町	町長	総務課長	〒989-2393 亶理郡亶理町字悠里1番地
山元町	町長	総務課危機管理班長	〒989-2292 亶理郡山元町浅生原字作田山32
松島町	町長	総務課危機管理監	〒981-0215 宮城郡松島町高城字帰命院下1-19-1
七ヶ浜町	町長	防災対策室長	〒985-8577 宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5-1
利府町	町長	生活安全課長	〒981-0112 宮城郡利府町利府字新並松4
女川町	町長	企画課防災係長	〒986-2265 牡鹿郡女川町女川一丁目1番地1
南三陸町	町長	総務課長	〒986-0725 本吉郡南三陸町志津川字沼田101
仙台市消防局	消防局長	警防課長	〒981-0914 仙台市青葉区堤通雨宮町2-15
名取市消防本部	消防長	警防課長	〒981-1224 名取市増田5-18-32
あぶくま消防本部	消防長	警防課長	〒989-2426 岩沼市末広1-6-32
塩釜地区消防事務組合 消防本部	消防長	警防課長	〒985-0021 塩釜市尾島町17-22
石巻地区広域行政事務組合 消防本部	消防長	警防課長	〒986-0805 石巻市大橋1-1-1
気仙沼・本吉地域広域行政 事務組合消防本部	消防長	警防課長	〒988-0104 気仙沼市赤岩五駄鱈43-2
宮城県漁業協同組合	経営管理委員会 会長	指導課長	〒986-0032 石巻市開成1-27
気仙沼排出油等防除協議会	気仙沼 海上保安署長	救難防災担当官	〒988-0034 気仙沼市朝日町1-2(気仙沼海上保安署)
石巻港清港会	会長	事務局長	〒986-0859 宮城県石巻市大街道西1-2-21
石巻漁港清港会	会長	事務局員	〒986-0022 石巻市魚町2-14 (石巻市水産物地方卸売市場管理事務所内)
塩釜地区特別防災区域協議会	会長	事務局長	〒985-0011 塩釜市貞山通3-13-5 (共同防災センター)
宮城県港湾建設協会	会長	事務局長	〒980-0802 仙台市青葉区二日町16-20 (五洋建設(株)東北支店内)

宮城県沿岸排出油等防除協議会会員名簿

令和5年3月現在

機関、団体又は企業名	代表者職名	担当者(委員) 職名等	所在地
全日本漁港建設協会 宮城県支部	支部長	事務局長	〒980-0803 仙台市青葉区国分町3-11-9 アルファオフィスビル2階 (丸本組仙台支店内)
東北電力(株)女川原子力発電所	所長	総務部長	〒986-2293 牡鹿郡女川町塚浜字前田1
東北電力(株)仙台火力発電所	所長	総務課長	〒985-0801 宮城県七ヶ浜町代ヶ崎浜字前島1
東北電力(株)新仙台火力発電所	所長	運営企画課長	〒985-0901 仙台市宮城野区港5-2-1
ENEOS(株)仙台製油所	所長	需給管理グループ チームリーダー (物流担当)	〒985-0901 仙台市宮城野区港5-1-1
全農エネルギー(株) 仙台石油基地	所長	所長代理	〒983-0001 仙台市宮城野区港4-12-1
宮城マリンサービス(株)	代表取締役社長	海務部次長	〒985-0011 塩釜市貞山通1-8-35
仙台市ガス局 製造部港工場	ガス局 製造部長	工場長	〒983-0001 仙台市宮城野区港4-13-1
ソーダニッカ(株) 仙台七ヶ浜ケミカルセンター	仙台支店長	センター所長	〒985-0804 宮城県七ヶ浜町東宮浜字笠岩16-24
日本アルコール販売(株) 仙台支店	支店長	同 左	〒985-0804 宮城県七ヶ浜町東宮浜字笠岩16-25
ジェー・オー・ケミカル(株)	事業所長	同 左	〒986-0846 石巻市三河町8-3
日清物流(株) 東北石巻配送センター	所長	同 左	〒986-0846 石巻市三河町14

宮城県沿岸排出油等防除協議会 防除活動概念図

